

国第百三十六回 参議院厚生委員会議録 第四号

平成八年三月二十六日(火曜日)
午後二時三十一分開会

委員の異動

三月十四日

辞任

中島

眞人君

補欠選任

岡野

裕君

三月十五日

辞任

岡野

裕君

補欠選任

中島

眞人君

三月二十二日

辞任

中島

眞人君

補欠選任

中島

眞人君

三月二十五日

辞任

世耕

政隆君

補欠選任

中島

眞人君

出席者は左のとおり。

委員

理事

委員長

今井 澄君

事務局側

常任委員会専門

水野 国利君

事務局側

内閣総理大臣官房参事官

東 良信君

説明員

阿部 正俊君

大島 道子君

委員

石井 大島

釣宮 鈴君

朝日 俊弘君

本日の会議に付した案件

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○らい予防法の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(今井澄君) ただいまから厚生委員会を

山本 保君	竹村 泰子君	西山登紀子君
厚生大臣	厚生大臣官房総務議官	厚生省保健医療局長
政府委員	厚生省薬務局長	厚生省社会・援護局長
國務大臣	厚生省児童家庭局長	厚生省年金局長
議員	社会保険庁運営部長	近藤純五郎君
理事	内閣審議官	岡光 序治君
委員長	常任委員会専門員	高木 俊明君
出席者は左のとおり。	今井 澄君	横田 吉男君

阿部 正俊君	大島 道子君	釣宮 鈴君	朝日 俊弘君	本日の会議に付した案件
尾辻 秀久君	大島 慶久君	釣宮 益君	朝日 俊弘君	○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
清水嘉与子君	大島 勝木	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	○平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
塩崎 恭久君	大島 基君	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	○らい予防法の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
高木 正明君	大島 基君	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	○委員長(今井澄君) ただいまから厚生委員会を
長峯 基君	大島 基君	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	
勝木 健司君	大島 基君	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	
木暮 山人君	大島 基君	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	
田浦 直君	大島 基君	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	
水島 裕君	大島 基君	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	

阿部 正俊君	大島 道子君	釣宮 鈴君	朝日 俊弘君	本日の会議に付した案件
尾辻 秀久君	大島 慶久君	釣宮 益君	朝日 俊弘君	○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
清水嘉与子君	大島 勝木	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	○平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
塩崎 恭久君	大島 基君	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	○らい予防法の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
高木 正明君	大島 基君	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	○委員長(今井澄君) ただいまから厚生委員会を
長峯 基君	大島 基君	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	
勝木 健司君	大島 基君	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	
木暮 山人君	大島 基君	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	
田浦 直君	大島 基君	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	
水島 裕君	大島 基君	釣宮 健司君	朝日 俊弘君	

とし、その場合、十年間の国債償還額を九十万円、六十万円及び三十万円とするものであります。また、特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等が平病死している場合、その妻に特別給付金として額面五万円、五年償還の国債を支給することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

次に、らい予防法の廃止に関する法律案について申し上げます。

現行のらい予防法は、感染源対策としての患者の隔離を中心とした法律でありますが、今日、ハンセン病は、現在の我が国においては感染しても発病することは極めてまれな病気となることが明らかとなつております。仮に発病しても、治療を行うことによって完治する病気となっておりまます。したがいまして、らい予防法に定めているようない予防措置を講ずる必要性はなくなつております。

こうした医学的知見を踏まえ、これまでらい予防法の確立している現在においては、適切な治療を行うことによって完治する病気となつております。したがいまして、らい予防法に定めているようない予防措置を講ずる必要性はなくなつております。

こうした医学的知見を踏まえ、これまでらい予防法の彈力的な運用を図りつつ、国立ハンセン病療養所の入所者に対する処遇の改善に努めてまいりましたが、らい予防法の抜本的な見直しには至らず、その見直しがおくれたこと、また旧来の疾患像を反映したらい予防法が現に存在し続けたことが結果としてハンセン病患者、その家族の方々の尊厳を傷つけ、多くの苦しみを与えてきました。さらに、かつて感染防止の観点から優生手術を受けた患者の方々が多大なる身体的・精神的苦痛を受けたことは、まさに遺憾と感じるところであり、行政としても陳謝の念と深い反省の意を表する次第であります。そして、こうした思いのもとに、今回、らい予防法の廃止を提案することとしたのも、その妻に対し引き続き特別給付金を支給することとしたものであります。

しては、迅速審査の実施によるエイズ治療薬の早期供給、そしてまた承認前のエイズ治療薬の幅広い提供を図りたい。この場合は国際的な英知を結集した治療薬の開発促進にも取り組んでまいりたいと思つております。このエイズ治療薬の幅広い提供という問題は、現在治験という形でまだ正式に認可されていない薬についても早期に実質的に患者さんに使つていただきたいと考えております。

あわせて進めてまいりたいと考えております。

また、差額ベッドの問題につきましては、まずエイズ拠点病院等における個室整備の促進を図ること、そして不適当な差額徴収を行わないように関係医療機関に対する指導の徹底を図るとともに、現行の重症者加算といった診療報酬における対応について、この問題でそれを拡大的に適用できいか、新たな適用の改善策について現在検討を進めているところであります。エイズ拠点病院などを中心に、患者本人の意に反した不適当な差額徴収が行われることがないよう万全の措置を講じていきたいと考えているところです。

また、二次・三次感染者の医療費については、現行の血友病患者の皆さんに對して講じております方式等に準じて、発症者及び一定の感染者についてはエイズ治療に要する自己負担の解消を図るべく現在具体的な詰めを行つてあるところであります。

以上、幾つかの問題、五項目について申し上げましたけれども、現在この五項目について原告団との間で詰めを行つてある現状について御報告申し上げました。

○塙嶋泰久君 きょうは日切れ法案が主でござりますから余り長い質問をするわけにもいかないわけでございますので、また本予算のときに申し上げます。

いずれにしても、二十九日が調印の日ということがございます。過去の過ちを認め、そしてまた責任を認められた大臣として、今お話をありました

中には今までの慣例ではなかなかできないこともあります。そういう意味で、特に感染者やあなたが患者さんになつたときに、どうぞひとつ時間が迫つていつつあります。その場合にはインフォームド・コンセントといつたことが重要だと思っておりますが、そのこともあわせて進めてまいりたいと考えております。

また、差額ベッドの問題につきましては、まずエイズ拠点病院等における個室整備の促進を図ること、そして不適当な差額徴収を行わないように関係医療機関に対する指導の徹底を図るとともに、現行の重症者加算といった診療報酬における対応について、この問題でそれを拡大的に適用できいか、新たな適用の改善策について現在検討を進めているところであります。エイズ拠点病院などを中心に、患者本人の意に反した不適当な差額徴収が行われることがないよう万全の措置を講じていきたいと考えているところです。

また、二次・三次感染者の医療費については、現行の血友病患者の皆さんに對して講じております方式等に準じて、発症者及び一定の感染者についてはエイズ治療に要する自己負担の解消を図るべく現在具体的な詰めを行つてあるところであります。

以上、幾つかの問題、五項目について申し上げましたけれども、現在この五項目について原告団との間で詰めを行つてある現状について御報告申し上げました。

○塙嶋泰久君 きょうは日切れ法案が主でござりますから余り長い質問をするわけにもいかないわけでございますので、また本予算のときに申し上げます。

いずれにしても、二十九日が調印の日ということがあります。過去の過ちを認め、そしてまた責任を認められた大臣として、今お話をありました

が、昨年の十一月に私ども地元愛媛県で起きた事件に関連してお伺いをしたいと思います。

それは、厚生省の保険局医療課及び県の保険課

が合同で行います保険診療に関する共同指導といふのが二日間、十一月にございました。そのときは対象が歯科医師四名に対しでございました。

一日間の予定でございましたけれども、一日日の絶れたたといふことがございました。

また後ほどいろいろ申し上げますけれども、この指導が終わつた夜に、翌日に指導を受けることに

なつておりました歯科医師の方がみづから命を

お亡くなりになつたのです。

また後ほどいろいろ申し上げますけれども、こ

うした保険診療に関する共同指導というものは健

保険法の四十三条ノ七を根拠といたしまして行わ

れておりました。

この目的、それから指導内容、そしてまた指導対象者の選定基準、どうやってこれを選んでいるのか、それから実施の中身、こういったことについてお伺いをいたしたいと思います。

ましては後日文書で通知をする、こんな扱いにしておきます。

○塙嶋泰久君 今回の大変残念なケースのときに

は、通常、厚生省と県と合わせて四、五名の方と

お話し合いをするという格好であったようですが、

いますけれども、このケースの場合には合計で十

名ぐらいの方と歯科医師の先生が向かい合つて今おつしやられたような点についてのお話があつた

と。それもかなりこのときは、中身がいろいろあつたのかもわかりませんけれども、声を荒らげたり、あるいは時には机をたたいたりというようなことがあります。

もちろん、このことだけがその原因だと言つて

いるわけではありませんけれども、こういう尋ねに近いような形の指導というのが本当にあった

ことでもございました。

それから、対象者の選定でございますが、いわゆる診療報酬請求明細書、レセプトの一件当たり

の平均点数を上位から並べまして、その高い保険医療機関を選定対象とするということにしており

ます。

それから、指導の内容、実施方法でござります

が、指定をした場所にカルテとかあるいはレン

ゲン写真であるとか、そういう関係の資料、書類

を持ってきていただきまして、その場所で持つていただいたカルテといわゆる診療報酬明細書、レセプトとを突き合わせいたします。

それで、対象が歯科医師四名に対してでございました。

一日間の予定でございましたけれども、一日日の絶れたたといふことがございました。

また後ほどいろいろ申し上げますけれども、こ

うした保険診療に関する共同指導というものは健

保険法の四十三条ノ七を根拠といたしまして行わ

れておりました。

この目的、それから指導内容、そしてまた指導対象者の選定基準、どうやってこれを選んでいるのか、それから実施の中身、こういったことについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(岡光序治君) 御指摘がありましたよ

うに、根拠規定は健康保険法の四十三条ノ七の規定でござります。そこでは保険医療機関、保険医定でござります。

などは厚生大臣または都道府県知事が行う指

導など、それから厚生大臣と知事とで共同でやる場合、これを共同指導と言つておりますが、いざれ

も診療内容、それから診療報酬請求の適正化を図

るということが目的でございます。

それから、対象者の選定でございますが、いわ

ゆる診療報酬請求明細書、レセプトの一件当たり

の平均点数を上位から並べまして、その高い保険

医療機関を選定対象とするということにしており

ます。

それから、指導の内容、実施方法でござります

が、指定をした場所にカルテとかあるいはレン

ゲン写真であるとか、そういう関係の資料、書類

を持ってきていただきまして、その場所で持つていただいたカルテといわゆる診療報酬明細書、レセプトとを突き合わせいたします。

それで、対象が歯科医師四名に対してでございました。

一日間の予定でございましたけれども、一日日の絶れたたといふことがございました。

また後ほどいろいろ申し上げますけれども、こ

うした保険診療に関する共同指導というものは健

保険法の四十三条ノ七を根拠といたしまして行わ

れておりました。

この目的、それから指導内容、そしてまた指導対象者の選定基準、どうやってこれを選んでいるのか、それから実施の中身、こういったことについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(岡光序治君) 御指摘がありましたよ

うに、根拠規定は健康保険法の四十三条ノ七の規定でござります。そこでは保険医療機関、保険医定でござります。

などは厚生大臣または都道府県知事が行う指

導など、それから厚生大臣と知事とで共同でやる場合、これを共同指導と言つておりますが、いざれ

も診療内容、それから診療報酬請求の適正化を図

るということが目的でございます。

それから、対象者の選定でございますが、いわ

ゆる診療報酬請求明細書、レセプトの一件当たり

の平均点数を上位から並べまして、その高い保険

医療機関を選定対象とするということにしており

ます。

それから、指導の内容、実施方法でござります

が、指定をした場所にカルテとかあるいはレン

ゲン写真であるとか、そういう関係の資料、書類

を持ってきていただきまして、その場所で持つていただいたカルテといわゆる診療報酬明細書、レセプトとを突き合わせいたします。

それで、対象が歯科医師四名に対してでございました。

一日間の予定でございましたけれども、一日日の絶れたたといふことがございました。

また後ほどいろいろ申し上げますけれども、こ

うした保険診療に関する共同指導というものは健

保険法の四十三条ノ七を根拠といたしまして行わ

れておりました。

この目的、それから指導内容、そしてまた指導対象者の選定基準、どうやってこれを選んでいるのか、それから実施の中身、こういったことについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(岡光序治君) 御指摘がありましたよ

うに、根拠規定は健康保険法の四十三条ノ七の規定でござります。そこでは保険医療機関、保険医定でござります。

などは厚生大臣または都道府県知事が行う指

導など、それから厚生大臣と知事とで共同でやる場合、これを共同指導と言つておりますが、いざれ

も診療内容、それから診療報酬請求の適正化を図

るということが目的でございます。

それから、対象者の選定でございますが、いわ

ゆる診療報酬請求明細書、レセプトの一件当たり

の平均点数を上位から並べまして、その高い保険

医療機関を選定対象とするということにしており

ます。

それから、指導の内容、実施方法でござります

が、指定をした場所にカルテとかあるいはレン

ゲン写真であるとか、そういう関係の資料、書類

を持ってきていただきまして、その場所で持つていただいたカルテといわゆる診療報酬明細書、レセプトとを突き合わせいたします。

それで、対象が歯科医師四名に対してでございました。

一日間の予定でございましたけれども、一日日の絶れたたといふことがございました。

また後ほどいろいろ申し上げますけれども、こ

うした保険診療に関する共同指導というものは健

保険法の四十三条ノ七を根拠といたしまして行わ

れておりました。

この目的、それから指導内容、そしてまた指導対象者の選定基準、どうやってこれを選んでいるのか、それから実施の中身、こういったことについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(岡光序治君) 御指摘がありましたよ

うに、根拠規定は健康保険法の四十三条ノ七の規定でござります。そこでは保険医療機関、保険医定でござります。

などは厚生大臣または都道府県知事が行う指

導など、それから厚生大臣と知事とで共同でやる場合、これを共同指導と言つておりますが、いざれ

も診療内容、それから診療報酬請求の適正化を図

るということが目的でございます。

それから、対象者の選定でございますが、いわ

ゆる診療報酬請求明細書、レセプトの一件当たり

の平均点数を上位から並べまして、その高い保険

医療機関を選定対象とするということにしており

ます。

それから、指導の内容、実施方法でござります

が、指定をした場所にカルテとかあるいはレン

ゲン写真であるとか、そういう関係の資料、書類

を持ってきていただきまして、その場所で持つていただいたカルテといわゆる診療報酬明細書、レセプトとを突き合わせいたします。

それで、対象が歯科医師四名に対してでございました。

一日間の予定でございましたけれども、一日日の絶れたたといふことがございました。

また後ほどいろいろ申し上げますけれども、こ

うした保険診療に関する共同指導というものは健

保険法の四十三条ノ七を根拠といたしまして行わ

れておりました。

この目的、それから指導内容、そしてまた指導対象者の選定基準、どうやってこれを選んでいるのか、それから実施の中身、こういったことについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(岡光序治君) 御指摘がありましたよ

うに、根拠規定は健康保険法の四十三条ノ七の規定でござります。そこでは保険医療機関、保険医定でござります。

などは厚生大臣または都道府県知事が行う指

導など、それから厚生大臣と知事とで共同でやる場合、これを共同指導と言つておりますが、いざれ

も診療内容、それから診療報酬請求の適正化を図

るということが目的でございます。

それから、対象者の選定でございますが、いわ

ゆる診療報酬請求明細書、レセプトの一件当たり

の平均点数を上位から並べまして、その高い保険

医療機関を選定対象とするということにしており

ます。

それから、指導の内容、実施方法でござります

が、指定をした場所にカルテとかあるいはレン

ゲン写真であるとか、そういう関係の資料、書類

を持ってきていただきまして、その場所で持つていただいたカルテといわゆる診療報酬明細書、レセプトとを突き合わせいたします。

それで、対象が歯科医師四名に対してでございました。

一日間の予定でございましたけれども、一日日の絶れたたといふことがございました。

また後ほどいろいろ申し上げますけれども、こ

うした保険診療に関する共同指導というものは健

保険法の四十三条ノ七を根拠といたしまして行わ

れておりました。

この目的、それから指導内容、そしてまた指導対象者の選定基準、どうやってこれを選んでいるのか、それから実施の中身、こういったことについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(岡光序治君) 御指摘がありましたよ

うに、根拠規定は健康保険法の四十三条ノ七の規定でござります。そこでは保険医療機関、保険医定でござります。

などは厚生大臣または都道府県知事が行う指

導など、それから厚生大臣と知事とで共同でやる場合、これを共同指導と言つておりますが、いざれ

も診療内容、それから診療報酬請求の適正化を図

るということが目的でございます。

それから、対象者の選定でございますが、いわ

ゆる診療報酬請求明細書、レセプトの一件当たり

の平均点数を上位から並べまして、その高い保険

医療機関を選定対象とするということにしており

ます。

それから、指導の内容、実施方法でござります

が、指定をした場所にカルテとかあるいはレン

ゲン写真であるとか、そういう関係の資料、書類

を持ってきていただきまして、その場所で持つていただいたカルテといわゆる診療報酬明細書、レセプトとを突き合わせいたします。

それで、対象が歯科医師四名に対してでございました。

一日間の予定でございましたけれども、一日日の絶れたたといふことがございました。

また後ほどいろいろ申し上げますけれども、こ

うした保険診療に関する共同指導というものは健

保険法の四十三条ノ七を根拠といたしまして行わ

れておりました。

この目的、それから指導内容、そしてまた指導対象者の選定基準、どうやってこれを選んでいるのか、それから実施の中身、こういったことについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(岡光序治君) 御指摘がありましたよ

うに、根拠規定は健康保険法の四十三条ノ七の規定でござります。そこでは保険医療機関、保険医定でござります。

などは厚生大臣または都道府県知事が行う指

導など、それから厚生大臣と知事とで共同でやる場合、これを共同指導と言つておりますが、いざれ

も診療内容、それから診療報酬請求の適正化を図

るということが目的でございます。

それから、対象者の選定でございますが、いわ

ゆる診療報酬請求明細書、レセプトの一件当たり

の平均点数を上位から並べまして、その高い保険

医療機関を選定対象とするということにしており

ます。

それから、指導の内容、実施方法でござります

が、指定をした場所にカルテとかあるいはレン

ゲン写真であるとか、そういう関係の資料、書類

を持ってきていただきまして、その場所で持つていただいたカルテといわゆる診療報酬明細書、レセプトとを突き合わせいたします。

それで、対象が歯科医師四名に対してでございました。

一日間の予定でございましたけれども、一日日の絶れたたといふことがございました。

また後ほどいろいろ申し上げますけれども、こ

うした保険診療に関する共同指導というものは健

保険法の四十三条ノ七を根拠といたしまして行わ

れておりました。

この目的、それから指導内容、そしてまた指導対象者の選定基準、どうやってこれを選んでいるのか、それから実施の中身、こういったことについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(岡光序治君) 御指摘がありましたよ

うに、根拠規定は健康保険法の四十三条ノ七の規定でござります。そこでは保険医療機関、保険医定でござります。

などは厚生大臣または都道府県知事が行う指

導など、それから厚生大臣と知事とで共同でやる場合、これを共同指導と言つておりますが、いざれ

も診療内容、それから診療報酬請求の適正化を図

るということが目的でございます。

それから、対象者の選定でございますが、いわ

ゆる診療報酬請求明細書、レセプトの一件当たり

の平均点数を上位から並べまして、その高い保険

医療機関を選定対象とするということにしており

ます。

それから、指導の内容、実施方法でござります

が、指定をした場所にカルテとかあるいはレン

<p

が四名立ち会つていらっしゃいます。こういう中でいろいろお聞きをしたわけでございます。いまして、私ども、あくまでも指導でございますので、検察取り調べではございませんから、そのような趣旨で行なうように言つておりますし、今回の場合も同じようにやつたのではないかというふうに聞いているところでございます。

○塙嶋恭久君 私どもが聞いてるのは、かなりきついお話をあつた、そういうことが伝わつてどうふうに聞いているわけでございます。

いざれにいたしましても、この法律に基づく指導の目的というのが先ほど局長がおつしやつたようないふことでもございますし、決して尋問するためにあるわけではない。やはり適切なる医療が行われ、そしてまた適切なる診療報酬の点数が請求されるということが大事なわけでございますので

しおりから、新しい大綱というものができ上がつて、この四月から私ども聞いているわけでございますけれども、せひこういったことが起きないようにしていただきたいと思うわけでございます。

そこで、大臣にお尋ねしたいわけでございます。

このようなことで、今、局長さんは決して今までと変わつたことはなかつたというお話をござりますが、私どもはそういうふうには聞いていないわけでございまして、こういうようなことが起きたことについて、そしてまたこれから厚生省としての指導のあり方について大臣の御所見を一言お願ひしたいと思います。

○國務大臣(菅直人君) 保険医療機関に関する指導というのは、私もいろいろなケースを時折耳にしますけれども、今回の場合は非常に痛ましい結果を招いたということでありまして、そういう点

そのやり方に何か問題があつたとすれば反省すべきだと思つております。

ただ、このルールは御存じのように保険診療と

いうルールにのつとて国民に対して適切な医療を提供していくためのものとして指導を行つ

ているわけであります。指導大綱の見直しを、今新たなものをつくったわけですかども、その趣旨を踏まえて、指導については教育的な配慮が優先されるようによく適切な指導を行うことによって保険診療の質の維持向上に努めてまいりたいというふうに思つております。

そういうふうに思つた点で、行き過ぎがあればこれはきちんと見直さなければならないということは当然だと思います。と同時に、今の保険の診療のルールというものをしっかりと守つていくということもまた重要な問題であろうということで、そういった意味で新しい指導大綱のもとにそういう面がきちんと、何といいましょうか、冷静に、適切に行われるよう努めまいりたい、こう考

えております。

○塙嶋恭久君 二度とこういうことが起きないよ

うにひとつ御指導をよろしくお願ひしたいと思

ます。

それでは、次に今回の日切れの中の問題に移り

たいと思うわけでございますが、今回この物価ス

ライド制、完全スライドになつたことによつて、

昨今の景気低迷もあり、そしてまた価格破壊等々

の影響からも物価が去年は下がつたということ

で、〇・一%を完全スライドさせるかどうかとい

うことでやつてきたのですから、小さな幅での下落ということをそなめたことの必要性がそん

なに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともありまして、そういうた

れぞれの事情を総合的に勘案して八年度限りの特

別措置として年金額等を据え置くこととした

次第です。

○塙嶋恭久君 このスライド制自体が今おつ

しゃつたように右肩上がりのときにつくられたも

のであり、実質的な価値を維持するということ

が大事なんだと思うんですね。この社会保障等々

の問題でいつも忘れてはならないのは、例えば実

質的な生活水準であるとか、実質と名目との間

を取り違えると私たちは間違ひを起こすことがあ

るんじゃないかなと私はかねがね思つてゐるわけ

であります。

今、金利が低いというのは、物価も低いわけで

ありますからそういうことになつてゐるわけであ

ります。

○塙嶋恭久君 いずれにしても、受給者の実質的

な手取りというものが守られるということが大事

が四名立ち会つていらっしゃいます。こういう中でいろいろお聞きをしたわけでございます。いまして、私ども、あくまでも指導でございますので、検察取り調べではございませんから、そのような趣旨で行なうように言つておりますし、今回の場合も同じようにやつたのではないかというふうに聞いているところでございます。

○塙嶋恭久君 私どもが聞いてるのは、かなりきついお話をあつた、そういうことが伝わつてどうふうに聞いているわけでございます。

いざれにいたしましても、この法律に基づく指導の目的というのが先ほど局長がおつしやつたようないふことでもございますし、決して尋問するためにあるわけではない。やはり適切なる医療が行われ、そしてまた適切なる診療報酬の点数が請求されるということが大事なわけでございますので

しおりから、新しい大綱というものができ上がつて、この四月から私ども聞いているわけでございますけれども、せひこういったことが起きないようにしていただきたいと思うわけでございます。

そこで、大臣にお尋ねしたいわけでございます。

このようなことで、今、局長さんは決して今までと変わつたことはなかつたというお話をござりますが、私どもはそういうふうには聞いていないわけでございまして、こういうようなことが起きたことについて、そしてまたこれから厚生省としての指導のあり方について大臣の御所見を一言お願ひしたいと思います。

○國務大臣(菅直人君) 保険医療機関に関する指

導というのは、私もいろいろなケースを時折耳に

しますけれども、今回の場合は非常に痛ましい結

果を招いたということでありまして、そういう点

そのやり方に何か問題があつたとすれば反省すべ

きだと思つております。

ただ、このルールは御存じのように保険診療と

いうルールにのつとて国民に対して適切な医療

を提供していくためのものとして指導を行つ

べきだと思つております。

○國務大臣(菅直人君) 平成七年度の消費者物価

指數が〇・一%下がつたことから、本来なら完全

スライド制ということで八年度の給付額も〇・

一%引き下げる事になるわけであります。しか

しながら、この下落幅が〇・一といいかなり小さ

な幅であると、もちろん金額は相当になるんですけれども、小さな幅で全受給者にお知らせをしました。いまお話を聞くとこれはもう時間が何時間あるといった等々のことを考えますと、幅が非常に小さいということです。そこまで対応することもできます。と同時に、今の保険の診療の

診療の質の維持向上に努めてまいりたいという

ふうに思つております。

そういうふうに思つた点で、行き過ぎがあればこれはきちんと見直さなければならぬということは当然だと思っております。と同時に、今の保険の診療の

ルールというものをしっかりと守つていくということでもまた重要な問題であろうということで、そう

いった意味で新しい指導大綱のもとにそういう面がきちんと、何といいましょうか、冷静に、適

切に行われるよう努力してまいりたい、こう考

えております。

○塙嶋恭久君 一度とこういうことが起きないよ

うにひとつ御指導をよろしくお願ひしたいと思

ます。

それでは、次に今回の日切れの中の問題に移り

たいと思うわけでございますが、今回この物価ス

ライド制、完全スライドになつたことによつて、

昨今の景気低迷もあり、そしてまた価格破壊等々

の影響からも物価が去年は下がつたということ

で、〇・一%を完全スライドさせるかどうかとい

うことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五%という幅だと逆に物

価が高くなることを想定してそれに追いつくようにと

いうことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五%という幅だと逆に物

価が高くなることを想定してそれに追いつくようにと

いうことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五%という幅だと逆に物

価が高くなることを想定してそれに追いつくようにと

いうことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五%という幅だと逆に物

価が高くなることを想定してそれに追いつくようにと

いうことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五%という幅だと逆に物

価が高くなることを想定してそれに追いつくようにと

いうことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五%という幅だと逆に物

価が高くなることを想定してそれに追いつくようにと

いうことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五%という幅だと逆に物

価が高くなることを想定してそれに追いつくようにと

いうことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五%という幅だと逆に物

価が高くなることを想定してそれに追いつくようにと

いうことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五%という幅だと逆に物

価が高くなることを想定してそれに追いつくようにと

いうことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五%という幅だと逆に物

価が高くなることを想定してそれに追いつくようにと

いうことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五%という幅だと逆に物

価が高くなることを想定してそれに追いつくようにと

いうことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五%という幅だと逆に物

価が高くなることを想定してそれに追いつくようにと

いうことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五%という幅だと逆に物

価が高くなることを想定してそれに追いつくようにと

いうことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五%という幅だと逆に物

価が高くなることを想定してそれに追いつくようにと

いうことでやつてきたのですから、小さな幅での下落

ということをそなめたことの必要性がそんなに高いかどうかということがありました。また、

関係各方面から、これは与党の皆さんからもいた

だいたいわけですが、現在の社会経済情勢のことで、

いろいろ金利が低いとかいろんな問題があるわけ

ですけれども、そういう中では年金額引き下げ

るというのは適切ではないのではないかという要

望も寄せられたこともあります。たわけですが、余りにも五

味では本質的な責任と同時に和解までに時間がかかったということについても責任を感じているところです。

そういうことを踏まえた上で、率直に申し上げて、原告団の受け入れの表明で和解に向かって大きな山を越えたということについてはその時点では少しほととした気持ちがいたしました。しかし、それ以降、あと数日間ではありますけれども、和解が正式に成立をするまで今具体的な一つ一つの問題の詰めをやつておりまして、それについて誠実に対応すると同時に、きちっとした合意をつくりたいと思います。

ただ、この合意ができ和解ができたとしても、もちろんそれですべての問題が解決するわけではありませんし、それ以降残される幾つかの問題をさらに協議を続けなければなりませんし、場合によつては真相究明といったような問題は今厚生省として取り組んでいる調査だけでは必ずしも十分ではないかも知れない、そういうことも含めて残された問題についてもそれぞれの立場で取り組んでいかなければならない、こういうふうに感じております。

○釘宮監督 正式和解は今月の二十九日になるわけがありますが、私はこれからが眞のエイズ問題解決においての正念場だというふうに思います。昨日も衆議院の厚生委員会で大臣が一つの山は越したけれどもこれから幾山もあるんだというようないい趣旨の発言をなさつておられましたが、私はこの問題は自分たちは決して間違わないという官僚の無誤謬なまでのこうした姿勢が解決を長引かせた原因であるというふうに思います。一度走り出したら間違いを自覚しても走り続ける、決して謝らない、組織として前任者をかばい隠していくという悪弊が原因だと言つても過言ではない、このように私は思うわけです。また、それをチエックできなかつた政治家の責任もあわせて問われるというふうに思います。

そうした中での今回の和解であります。私は裁判所が和解案を提示する時点では國の謝罪も郡

司ファイルの公表も中間報告も二次報告もなかつた、その中の和解案の提示でありますから、もしそれがあれば和解の条項はもつと原告寄りになつていたのではないか、このように思ひます。

したがいまして、これから恒久対策、こういったものが残つてまいるわけでありますけれども、先ほど塙崎議員の質問の中で、大臣が和解成立後も誠意を持って対応する、こういう答弁をなされましたので私は一つ一つここで確認をしようかと思ひましたが、今後の推移を見守つてまいりたいと思います。また、今、理事会等でも集中審議の検討もなされておりますのでこの問題については後日に譲りたいと思いますが、せひとと大臣、一伺いしたいと思います。

○國務大臣(菅原人君) 資料などが見つかったことでの御指摘もありましたが、これは第二次和解案の所見の中でも、裁判所自身もみずからいろいろ証人喚問などを裁判の場でされて認識をしていましたことがある意味では確認されるような資料であつたといふに言つておられます。決してこれは國の責任を逃れるために言つておられるだけではありませんので、ぜひ頑張つていただきたいというふうに思ひます。

○釘宮監督 この問題は国民が注視をしておりましたし、菅厚生大臣の姿勢に大いに期待する向きもありますので、ぜひ頑張つていただきたいというふうに思ひます。

この薬害エイズの問題は、何の責任もない善良な国民が、国、製薬会社、さらには今はいわゆる学会というものが絡んでいるわけですから、も、三者の癡情構造の中で起つた問題であります。そして、今では五日に一人の命が失われているという実に不幸な事件であります。血友病患者の方々は国を信頼し、薬に頼り、医者を信頼し、裏切られた。しかも、提訴後七年間も経過した、こうした國の責任や製薬会社、こういった人たちの責任は全く否定をできないというふうに思ひます。

私は、ここで大臣にお伺いをしたいのですが、これらの問題について、厚生省で調査プロジェクトチームというのが発足をして、それ以後、都司ファイル、さらには中間報告、そして二次報告、こういった報告が次々になされてきたわけあります。しかしながら、これは私自身も含めて多くの皆さんは依然としない思いでいっぱいだらうというふうに思ひますが、大臣はこれらが立案された結果によって真相解明は十分であります。しかしながら、これは私自身も含めて国民の多くの皆さんは依然としない思いでいっぱいだらうというふうに思ひますが、大臣はこれらが立案された結果によって真相解明は十分であります。

○國務大臣(菅原人君) 一月二十三日に調査プロジェクトをスタートさせまして、今、委員からもお話をありましたように、調査によつて見つかった幾つかのファイルや、あるいは多くの関係者に言つている弔意のあらわし方の問題とか、さらに指摘の健康管理手当の問題とかあるいは裁判所が

は治療・研究体制をどうきつちりしたものにしていくかとか、こういった大変重要な問題がまだまだ残されるというふうに、少なくとも部分的には残されると思っております。ついで、もう一つは、それが残つておられるのではなくとも、少くとも部分的には残されると思つております。

そういうふうに思つた点では、いろいろな残される問題について、こうしたことを招いた責任を含めて、あるいは再度こういった同じようなことが起こらないよう、そういうきちんとした姿勢を示すためにも誠意を持って取り組んでいきたい、このように考へております。

○釘宮監督 この問題は国民が注視をしておりましたし、菅厚生大臣の姿勢に大いに期待する向きもありますので、ぜひ頑張つていただきたいといふふうに思ひます。

この薬害エイズの問題は、何の責任もない善良な国民が、国、製薬会社、さらには今はいわゆる学会というものが絡んでいるわけですから、も、三者の癡情構造の中で起つた問題であります。そして、今では五日に一人の命が失われているという実に不幸な事件であります。血友病患者の方々は国を信頼し、薬に頼り、医者を信頼し、裏切られた。しかも、提訴後七年間も経過した、こうした國の責任や製薬会社、こういった人たちの責任は全く否定をできないというふうに思ひます。

私は、ここで大臣にお伺いをしたいのですが、これらの問題について、厚生省で調査プロジェクトチームというのが発足をして、それ以後、都司ファイル、さらには中間報告、そして二次報告、こういった報告が次々になされてきたわけあります。しかしながら、これは私自身も含めて多くの皆さんは依然としない思いでいっぱいだらうというふうに思ひますが、大臣はこれらが立案された結果によって真相解明は十分であります。しかしながら、これは私自身も含めて国民の多くの皆さんは依然としない思いでいっぱいだらうというふうに思ひますが、大臣はこれらが立案された結果によって真相解明は十分であります。

○釘宮監督 今、大臣が身内の調査の限界といふふうなものを申されたわけであります。私は、先ほども言いましたように、この問題はうやむやにすべきでは決してない、ましてや厚生省の内部でこれが自浄能力として出てくるようにならなければこうした問題というのは一向に変わつていか

ないし、また第二のこうした薬害が起こらないとも限らない、このよう思うわけでございます。

とりわけこの調査プロジェクトチームというのは、いわゆる厚生省が犯したこうした事件を結果的に身内が身内を調査するというような状況の中で、その限界があるということについては私もこれは認めないわけではありませんが、しかしこうした問題をまず厚生省の内部の皆さん方が自己反省をして、そして身内からこうした問題を改革していくんだということに一生懸命になつていただかなければ困ると、このように思います。

特に、七月四日から十一日にかけて何が起つたのかということについては、これはもう多くの国民が、この時点で何があったのかということについてはこれは何としてでも明らかにしていかなきやならないと思つてますが、そういう意味でこの調査プロジェクトの中に原告団を入れる、それぐらいのものを、外部の人を入れていくというようなことはお考えないですか。

ないんですね。

ですから、多分いろんな方に、第三者の方にいろいろ調べてもらつたら、もう一回こういうこととこういうことを大臣として調べてくれといふような勧告なり意見書という形になつてくるというよ。こともあるのかなと思つたりして、そういう点で決して逃げるわけではないけれども、そういう第三者を交えた調査機関ということになりますと、そこにどういう形で権限を付与することができるのか、あるいはこれは厚生省という立場ではちょっと難しくて、場合によっては国会という立場であつたり、あるいは他の立場で考えていただくしかないのかもしれません。

そういう点で、決して消極的に対応するつもりはないんですけれども、現在のところ、まず内部調査をやれるところまでぎりぎりやつた上で、その後どういう形でつなげていけばよいか、こうした御議論も伺いながら考えていきたいと思つております。

それでは、法案の審査について何点か御質問をさせていただきたいと思います。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する法律案についてお伺いをしたいと思います。同援護法のいわゆる国籍条項についてまず伺いたいと思います。

第二次世界大戦中、日本軍属として戦地において戦傷を受けたいわゆる在日韓国人の同援護法に基づく障害年金の請求に対し、平成六年七月十五日、東京地裁において在日韓国人の戦後補償は立法不作為の状態にあるとの判決が出され、また

平成七年十月十一日、大阪地裁において援護法の国籍条項に違憲の疑いがあるとの判決が出ていま

す。

地裁の判決とはいえ、一方では立法不作為を指摘し、他方では違憲状態を指摘しています。政府としてどのような対応をされるおつもりなのか、御説明をお願いします。

○政府委員(佐々木典夫君) 御質問のございましては、大阪地裁判決につきましては、条約の解釈にかかる重大な問題があると認識をいたしております。いずれの訴訟につきましても、原告側より控訴がなされまして現在東京高裁、大阪高裁において係争中でございますが、法務省、外務省等とも相談をしながら、控訴審においてただいま申しましたような国としての考え方を主張しているところでござります。

○釘宮義君 この問題は、戦後もう五十年が過ぎて、最近ではいわゆる地方公共団体の長や議会の

いうふうに、なかなか難しいということであれば私は非常にこれは残念なことだというふうに言わざるを得ないと思うんです。

さ

る

た。

それから、平成七年の十月十一日でございますが、大阪地裁判決は、結論としては国側の勝訴としつつ、日韓請求権・経済協力協定の締結後においては、日韓両国いずれからも在日韓国人の元軍人・軍属に対する補償の道が閉ざされており、援護法の国籍要件により何らの補償給付を行わず、重い差別を生じさせる取り扱いは憲法十四条に違反する疑いがあるといったようなものでござります。今、先生のお話のとおりでございます。

対応としまして、しかしながらこの問題につきましては、特に大阪地裁判決について申しますと、韓国との間におきましては日韓請求権・経済協力協定、いわゆる日韓協定によりまして、韓国人に対する補償の問題は在日韓国人を含めて法的には完全かつ最終的に解決済みとなつていています。

た。

と

は適当でないというふうなものでございま

た。

厚生委員会でこの辺は十分取り上げられておりませんので少しその方向を変えます。ハンセン病の軽症化とともに、治療薬の進歩というものが大変大切だったわけがございます。主なものはリファンビシンでございまして、これは特効薬でございますが、実はこれが日本においてはハンセン病に正式には使えないというような薬業行政上の問題点がございます。そういうことに関しては、私の専門の一つは医薬品でございますからそれも含めまして関連質問、またエイズでもやはりこういうことが問題になつておりますので、そういうことについて触れていただきたいと思います。

結局、私は、厚生省の組織、機構はそのまままで人が十分活動してもらえば、あるいは運営をうまくすればいいと思っておりましたけれども、やはり厚生省の機構にも若干の改善が必要ではないかというふうに思われますので、そういうことを、全般的なことを申し上げたいと思います。

それから、たゞいまのらい法案もそうでございますが、行政の大部分を官僚の方にお任せしてしまって、何か問題が起きたときに我々国会議員が追及するというのも本当はおかしいのでございまして、そういうこともありますのでこれから十分耳を傾けていただきたいと、そういうふうに思います。

〔委員長退席、理事朝日後弘君着席〕

さて、ハンセン病の特効薬でありますリファンビシン、それからクロロファンミン、ダブソン、こういうものでございますが、いずれも日本では正式にはハンセン病に使えないという妙なことになつているわけでございます。

リファンビシンを例にとりますと、これは一九七〇年ぐらいから結核とかほかの感染症に使われ出してしまって、ハンセン病にも非常に効くといううことで一九八一年、WHOがリファンビシンを主剤とする多剤併用でもってハンセン病は治療可能、

日本ではハンセン病の治療が公費負担、そういうこともありましたので何とかしのいでいたわけですが、今まで、今度らい予防法の廃止といふことでやつと昨年末にこういう治療薬、リファンビシンも含めた治療薬がオーフィアンドラックとして指定された。オーフィアンドラックというのはいわば急行審査でございます。しばしば速急審査ぐらいいになってしましますけれどもそれに指定されたわけでございます。でも、このままいましても、これまでの例からいきますと、リファンビシンが正式にハンセン病に使われるようになるには一、二年かかるてしまうのではないかというふうに思います。

質問としましては、何とかこれを特急で承認できなかどうか、こういうことをしないとまた工イズのときの加熱製剤、あるいはエイズの治療薬と同じようなことになってしまいますので、この辺、業務局長、いかがでございましょうか。

○政府委員(荒賀泰太君) リファンビシンにつきましては、ただいま委員お話しのございましたように、現在結核治療剤として承認をされておりますが、ハンセン病の治療の適応につきましては、これは承認申請がなかつたために効能追加の承認をとる必要がございます。その場合に、このリファンビシンを平成八年度に希少疾病用の医薬品、オーフィアンドラックでございますが、に指定をいたしまして、企業に対しても開発援助を行つて早期の承認取得を促しておるところでございます。

ただいま委員の方から特急審査をすべきと、こういう御意見でございます。私ども、これにつきましては新たな治験を行わずに承認申請をしてもらうことにしたいというふうに考えておりまして、その際、厚生省としては優先審査を実施いたしますとともに、既存の国内外のデータ、それから今お話しのございましたWHOのハンセン病の対策指針、あるいは現在までの使用実績等を勘案いたしまして、有効性、安全性を確認した上で速

やかに承認をしたいというふうに考えております。
○理事朝日俊弘君退席、委員長着席
○水島裕君　ハンセン病に対するリファンビシンと同様な例というのがほかの難治疾患でもいろいろあるわけでございます。そういう疾患に対しても第一選択、これはまず使わなくてはいけないということにはば國際的に認められているものとしましては、例えば乳がんに対するメソトレキセート、それから肺の小細胞がんとかあるいは骨肉腫に対するシステムチノン、それから、私臨床的には膠原病患者のものをやつているわけでございますけれども、ベーチェット病に対するゴルヒチン、関節リューマチに対するメソトレキセート、こういうものは国際的にはほとんど第一選択の薬剤になつてゐるわけであります。例えば、ゴルヒチンは二年間で大体一万人ぐらいはもう使つてていると思ひますし、どの教科書を見ても第一選択の薬剤といふことになつておりますけれども、こういうものが実際に使えない。使えないと申しましても、日本にはあるわけでございますので、我々は医師の裁量でもつて使つておるわけであります。
こういうものに関しまして、これまでのいろいろな研究成果のデータを提出する、その他でもつてこれも急行あるいは簡略審査ができるのかどうかということをまず伺いたいと思います。
○政府委員(荒賀泰太君)　医療上の必要性が高いにもかかわらず患者数が少ないということで研究開発が進んでいない医薬品があるわけでございまが、先ほど申し上げました希少疾病用の医薬品、オーファンドラッグに指定をいたしまして、助成金の交付でありますとか優先審査の実施等によりまして開発を促進しておるところでございます。
厚生省としては、今後ともこの制度を活用して、医療上の必要性が高いにもかかわらず企業において開発が遅延されがちな医薬品の開発促進のための指導を行つてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。
それからもう一つ、ただいま委員から御指摘が

ございましたが、長年の多数例の経験がございまして、教科書でも確立をした第一選択薬になつておりますけれども開発されていないようなものにつきましては、私どもの方もこの審査資料につきまして、ただいまお話しのいろいろな公表論文あるいは研究班の報告書などを含めました国内外の既存のデータを積極的に活用していきたい、そして有効性、安全性を確認していかたいと思いますが、その点で足りないところがございました場合には補完的に治験を行うというようなやり方を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○水島裕君 ゼひ実行をしていただきたいと思います。

ここで一つ問題があると思います。一つは、行政指導をいろいろやつていただいても、どうしてもメーカーが申請しないときございます。それからもう一つは、リスク、そういうことも考えまして、メーカーがどうしても採算に合わないといふ二つがあると思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(荒賀泰太君) まず、行政指導によりましても、どうしてもメーカーからの申請がない場合の扱いでございますが、これはもう委員御承知のとおり、医薬品の開発の主体はあくまでも企業、メーカーでございまして、そのメーカーが医薬品を市場に供給するということで、私どもはそういう状況におきましてはメーカーに対しまして粘り強く承認申請をするように指導を行つてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。歐米におきましても、そういう制度がございまして、開発を義務づけるということはなかなかに困難があつて、そういった制度があるということは承

知をしていないわけでございます。

そういうふた場合どうすればいいか、もう一步何か踏み込んだという御質問だと思いますが、医療上どうしても必要な場合に、例えば国が研究費を出して、そして研究班でこの医薬品を使用して臨床データを蓄積していただく、そういうふた場合データをメーカーに提供することによりまして、メーカーの開発の負担を軽減していくということも一つの方法ではないかとということでも、今後そういう方法も積極的に活用をしていただきたいというふうに考えております。

それから、メーカーのリスクとそれから経済的メリットがない場合の扱いございますが、これについては、今申し上げましたように、一つは研究会方式といふものの活用でございますとか、あるいは先ほど申し上げましたオーファンドラッグの制度の積極的な活用によりまして支援を行つてしまひたい。このオーファンドラッグの補助金につきましても、七年度四億円、八年度予算におきましては五億円を計上させていただいておるわけですがございまして、そういう点で開発リスクの高いうふうに考えておるわけでございます。

それから副作用の関係でございますけれども、先ほどお話をございましたように、個々の医師の裁量といいますか、医薬品を承認された病気以外の使用ケース、これはやはり有効性、安全性といふもののバランスをよく考えた上で、医師において専門職としての責任と判断によって行われておるということでございます。

そういうふた場合に、副作用といいますのはもう委員御承知のとおり医薬品本来の適応に使用した場合の薬理作用ということでございますので、これは直ちに報告義務の対象となる副作用とはならないものと考えておるわけでございますけれども、しかしこれらについては医薬品の安全対策上重要な情報でございますので、適応外の使用でありまして報告を求めておるところでございまして、これらの報告症例につきましては、通常の副

作用症例と同様に中薬審の副作用調査会で評価を行つておるところでございます。

○水島裕君 これは菅厚生大臣にもぜひ聞いていただきたいわけでございますが、今のように

薬というものは企業の利益を得るという側面ももちろん確かにございますけれども、やはり薬というものは本来患者のためのものなわけでございます。

ですから、どうしても患者が必要なときにはこれは何とか行政の方でもそれを推し進めていただきたいと、そうしなければいけないと思います。

そういうことを厚生省はいつも十分考へていただいているわけでございますので、例えば私の意見では、厚生省、それから医学会、薬学会といふのが一致した意見でなおかつメーカーが申請しないときは、今の研究会スタイルをとつても結構でございますが、薬が患者のためだということを踏まえて、厚生大臣の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(菅直人君) 今、水島委員の方からの問題提起といふのは、ちょうど今薬害エイズの問題でいろいろな薬を日本でも開発してほしいと言われている強い要望の中での、どういう体制でありますか、医薬品を承認された病気以外の使用ケース、これはやはり有効性、安全性といふものばかりでござるが、その点について、

厚生省とお医者さんと薬学会が一致した場合は申請を義務づけるというようなことについては、この制度の中で可能なかつた場合に先ほど申し上げたようなやり方でそれにかわることができるのかどうか、今後また検討してみたいと思っていますし、とつていただきたいと思つております。

今水島先生の方からお話をありました医師会、厚生省とお医者さんと薬学会が一致した場合は申請を義務づけるというようなことについては、これが今

の制度の中で可能なかつた場合に先ほど申し上げたようなやり方でそれにかわることができるのかどうか、今後また検討してみたいと思っていますし、とつていただきたいと思つております。

○水島裕君 くどいようですが、私はもうそうですが、がんを診てある臨床医もそういう患者さんが来たときに適応外のものを使わなくちゃいけないというのではなく、ちゃんと御検討いただければと思います。

思つております。

○水島裕君 くどいようですが、私はもうそうですが、がんを診てある臨床医もそういう患者さんが来たときに適応外のものを使わなくちゃいけないというのではなく、ちゃんと御検討いただければと思います。

エイズのことをいろいろ御質問しようと思ったんですけれども、時間もなくなりましたし、また集中審議もあると言われますのでそちらに回すことにしまして、ただ今の治療と関係があつて一つだけ今回の薬害エイズのことでお伺いしたいと思います。

不幸にして、加熱製剤の緊急輸入をやめて、加熱製剤の臨床試験を一九八四年の最初から始め

たわけでございます。それで、加熱製剤を緊急輸入しなかつた主な理由は安全性が大丈夫か、あるいは本当に効くかどうかというのがはつきりしないということだったと思います。

八四年の二月から加熱製剤の臨床試験を始めた

御質問のような、それでもまだ開発されない医薬品についてどうすべきかという中で、今後、医療現場からの要望を製薬企業に積極的に伝える努力をするといったこと、あるいは承認申請に対する相談を充実するということ、あるいは国内外の既存の公表データを最大限活用して有効性、安全性の確認の上で足らざるところだけを補完的に治

験を行うという、そういう対応の仕方で負担を軽くするということ、あるいは医療上どうしても必要な場合は、先ほど薬務局長から申し上げましたように、厚生省の研究班といったような形でデータの集積を行つて申請データとして活用する、そういうふたりいろいろな促進的なやり方をとつておられます。それから、エイズにかかるよりも恐ろしい副作用といふのは、血管が詰まつたりショックに

なつたりアレルギーが起きるということでござりますが、それもどう考へても一ヵ月から三ヵ月で

ます。それから、エイズにかかるよりも恐ろしい

鼻血がとまるとか、凝固因子のタイマーが上がる

とかということでもう直ちにわかるわけでござります。

そこで、この点について、

まず、それが、エイズにかかるよりも恐ろしい

副作用といふのは、血管が詰まつたりショックに

なつたりアレルギーが起きるということでござりますが、それもどう考へても一ヵ月から三ヵ月で

ます。それから、エイズにかかるよりも恐ろしい

ございます。

仮に当時エイズの危険性が今日のように明らかであったといたしますと、やはりこの六ヶ月の期間といふものができるだけ短縮するということが検討されたのではないかというふうに思われるわけでございますけれども、当時はまだエイズに関する知識が今日ほど十分ではなかったために先ほど申し上げましたこの六ヶ月という期間が必要だというふうに判断されたものと考えておる次第でございます。

○水島裕君 今のことについていろいろ反論はできますけれども、それは次回に譲るいたしまして、ここでは全般的なことについて御意見をお伺いいたしたいと思うんです。

私は厚生省の職員には一度もなつたことございませんけれども、いろいろな審議会その他でもつて随分一緒に協力させていただいたわけでございますので、今のよう厚生省がこう評判が悪いといふのは本当に心が痛いわけでござります。ですから、何とかして今までの反省の上に立つて厚生省が早く評判がよくなるように御努力いただきたいと思います。

今度のエイズのことをずっと見ておりますと、一番問題だったと思ひますのは重要な情報、人の命にも関係ある重要な情報が厚生省だけにありますので、今のように厚生省が早く評判がよくなるように御努力いただきたいと思います。

もちろん、善意に解釈しますと血友病の人があ

ニックにならないようにとか、いろんなことをお

考へになつてやつていただけですけれども、ひと

つ厚生省外にもいろいろ意見をお聞きになればこ

ういうことにはならなかつたんじゃないかと思ひます。もしも厚生省内で御判断するのでしたら、もっと経験があつて、しかも権限がある中央薬事審議会とかそういうところに一度諮つてこの問題を解決なされば、私も八一年ぐらいまでは生物製剤の審査も中央薬事審議会の委員としてやつておりましたけれども、そのときの感触でも、少なくとも一九八四年の後半からこういうデータが薬事審議会に出できましたら今と違つた結果が出てき

たんじやないかと思ひますけれども、この辺に聞

は我々も一緒に考えなくてはいけないと思いま

す。

しまして、厚生大臣、いかがでございましょうか。

○國務大臣(菅原人君) 現在調査をする中で、中間報告のときにも若干なぜこういうことになつたかということを、中間的な段階ではありますけれども、調査の権限がある。本当に必要なときは内部の立入検査もできて、そこ問題点をオーブンにするだけで私はいいと思いますけれども、そういう特殊な、特別な委員会を、これは

いろいろ行政の機関からいきますと厚生省内に置く以外にしようがないと思ひますけれども、大臣官房とか中央薬事審議会の中に置きました。ただその委員長、委員の任命権だけは厚生省以外、これは総理大臣でもいいですし国会でもよろしいかども、そういう特殊な委員会を、これは

専門家の方々にお願いをしたような形になつているわけですが、しかしその研究班がじゃどういいう権限を持つていたかということになりますと、これは一種のタスクフォースでありまして、どの法律にも基づかない臨時の研究班ということであります。ですから、そういう点ではやはりそつ

いうものの機動的にやる場合にも、きちんととした結論を出す場合には何らかの権限が明確な機関にもう一度詰つてやる必要もあつたのかな。ですから、今回の場合は専門性という問題と、それから行政

の問題がいざれも何か不完全な形で物事が進むのが一つの提案でございます。

それで、一つは今言われた開発と審査といった

こところまで意見を闡わせるというか御相談できたから、今後の場合は専門性という問題と、それからきちんとした権限という問題と、それから行政という問題がいざれも何か不完全な形で物事が進んだのかな。

そういう点では、今後の反省としては今の御指摘は大変重要なものといふうに感じております。それからもう一つは、厚生省の業務局というの結論を出す場合には何らかの権限が明確な機関におりますし、生命と直接関係のある情報その他がござりますので、ほかのものと一緒に厚生省の中で独立させまして、イギリスとかアメリカはそうでござりますけれども、日本でいえばこれを医薬品局というふうにでもしまして、その中に関しましては先ほどのチェック機関にしろ、あるいは透明性とかそういうことに關しても、ほかの局とは別に扱うようになるのがよろしいんじゃないかと思います。それで、荒賀さんも大変医薬品

のことは別に扱うようになるのがよろしいんじゃないかと思います。それで、荒賀さんも大変医薬品のことにお詳しうございますけれども、そういう医薬品局のトップには医薬品に非常に詳しい方になつていただくといふことが必要でござります。

今いろいろなところ、あるいは厚生省内でもす

かり、あるいは推進する方だけというのでは結局リスク・ベネフィットの関係がうまくわからないで医薬行政が進むということにもなりかねません

ので私は一緒にした方がいいのではないかと思いま

すが、こういう提案につきまして、菅厚生大臣、どのような御印象を、あるいは厚生省でもこうい

うことをお考えになつておると思ひますけれども、いかがでございましょうか。

○國務大臣(菅原人君) 私もこの分野、決してそ

う詳しいわけではないのですが、この間いろいろな

方にお話を聞いたりいたしております。今、水

島先生の方から大変参考になる御議論をいたい

てお話を聞いたりいたしております。今、水

島先生の方から大変参考になる御議論をいたい

てお話を聞いたりいたおります。

○國務大臣(菅原人君) その中で、今、水島先生の方

のお話ともダブるんですが、一つは結局どこで最

終判断をしたのかというのが非常に不明確になつたわけであります。その中で、今、水島先生の方

るようになります。

そういう中で、先ほど二つ提案があつたと思いつますけれども、調査権限を持つ委員会をどうつくるといふか。これはやはり、おっしゃるとおり、メンバーをどこで決めるかということもありますけれども、どういう権限を持たせるかなどと思つております。先ほど航空機事故の問題も言いましたけれども、あれは国会で承認人事になつて

おりまして一定の権限が立法によつて与えられておりますので、今の薬事法だけではなかなか難しいのかなど、いう感じもいたしております。それから、医薬品庁の構想については、まさにどういうところで基礎研究、開発、治験、審査といふものを行うのか、また一緒に行うとすればどこでそれを透明性を高めて一般の人でもきちんと再チエックできるようにするのか、そういうふうにものとの組み合わせであるのかなど、いうふうにも思つております。

的な知識は十分であります。しかし、私はまだ治療していませんが、水島先生の御意見を見ていろいろな機会に聞かせていただいて、ぜひ参考にさせていただきたいと思つております。
○水島裕君 ありがとうございます。ぜひ前向きにいろいろ御一緒にできればいいと考えております。火事太りということもございますので、今直ちに厚生省の組織、規模を大きくするということは難しいのかもしれませんけれども、アメリカのFDAとかイギリスのMCAというようなところに比べますとやはり日本は非常にスタッフも少ないわけでございますので、今の全体のことを通じていろいろ考えていていただきたいと思います。
それから、治験の話が出来ましたけれども、ざつと数えても今一年に十万人ぐらいの患者さんが治験に携わっているというか治験されている。それで、科学的に見ましても倫理的に見ましても日本での治験はまだまだ問題がございますので、これも早く取り組まないと、問題になるから取り組まなければいけないというのは私は好きじゃございません。

せんですかけれども、やはり早く取り組む必要があると思います。一、三週間前に朝日新聞の「論壇」に書かせていただきましたけれども、日本の開発する医薬品というのはほとんどまだ全世界の健康とか福祉に役に立っていないものでございますので、ここで取り締まりを十分にする余りそういうものが開発できなくとも困るわけでござりますから、そういうことを全部ひとつお考えいただいて、いい行政にしていただければと思います。私は、全体としてそうおかしいことはないので、そういうことを推し進めるとともに、チャック機構と透明性だけを持たせれば今の行政の姿でも少なくとも二倍か三倍よくなるはずでござりますので、少なくともそこだけはひとつお考へいたくか、あるいは私が申し上げて居る精神だけでもひとつ納み取つていただきて、方法は全く別でも構いませんけれども、ぜひ改革をしていただければ大変幸いでござります。

最後に、全く関係ないことでございますが、三月二十九日の最終の和解の成立で、これは大阪と東京で最終の面談をなさるそうでござりますけれども、ちょうど三月二十九日が参議院の本会議でございまして、最終の和解面談のときには厚生大臣、ぜひおいでいただけるといいのでござりますが、何とか国会と調整をつけましておいでいただけることが可能かどうか、今の御予定はいかがでございましょうか。

○國務大臣(菅直人君) 大阪の原告団の方から二十九日の十時からの集会に出席をしてほしいといふ要請をいただいていることは私も承知しております。また、東京の方も場合によっては連動した形でという話も若干聞こえてきております。

ただ、これはまさに国会の審議の問題ですので、その時点が衆參それぞれの中で本会議や委員会がどうなるかということがまだ私にもよくわかりませんので、そこは逆に与野党の委員の皆さんに御協力がいただけて、そうした時間をとつてもいいということであればぜひ伺わせていただきたいと思つております。ただ、場合によっては暫定予算

せんすけれども、や
ると思ひます。一、二三に書かせていただきま
する医薬品というのは、
とか福祉に役に立つて
で、ここで取り締まり、
ものが開発できなくて、
ら、そういうことを全部
いい行政にしていただい
全体としてそうおかし
うことを推し進めるとい
明性だけを持たせれば
も一倍か三倍くなるが
なくともそこだけはひ
るいは私が申し上げて
み取つていただいて、大
んけれども、ぜひ改革を
いでござります。

新聞前に朝日新聞の「論壇」
したけれども、日本の開発
はほとんどまだ全世界の健康新聞の「論壇」
いなものでござりますの
を十分にする余りそういうう
も困るわけでござりますか
ひとつお考えいただいて、
ければと思います。私は、
いことはないので、そういう
ともに、チエック機構と透
今行政の姿でも少なくと
はずでございますので、少
つお考えいただくか、あ
いる精神だけでもひとつ酌
方法は全く別でも構いません
をしていただければ大変幸

の参議院の採決もその日になるか
しておりますので、もちろんそこ
いきませんし、個人としては行け
いう気持ちちは十分にありますけれ
野党の皆さん、国対関係者の皆さん
して考えていただきたいと思つております
○水島裕君 それでは、時間にな
れで終わりにしたいと思います。
どうもありがとうございました。
○竹村泰子君 初めに、スライドを
てお尋ねいたします。
先ほどからいろいろとお尋ねが
れども、この法案は森井前大臣の
係各方面からの要請を受けて提案
解しておりますが、一つ気になり
年度の特例はともかくとして、今
ド制のあり方、これをどのように
ことではないかと思います。

は私の一存ではございましただけ
ども、そこは手
と十分協議を
ましたので
ます。

一%とかあるいは二%とか
がつた場合はもちろん上げ
げるとい、そういうやりや
ないかというふうに思つて
こういつた問題、年金審
いただいて、次の再計算の
していただきたいと、こう
○竹村泰子君 それでは、
ら援護法の国籍条項の問題
このことにはずっと取り組
続けてその問題を取り上げ
と視点をきょうは変えまし
には軍人・軍属の戦死公報
でしようか、どうでしよう
いただきたいと思います。

議会において御審議を
これまでには結論を出
考えております。
先ほど釣宮議員の方か
が出されまして、私も
今までいましたので
たいのですが、ちょっと
て、戦後、朝鮮、台湾
というが出されたの
か。その辺からお答え
族の方に対します死亡
二十一年に連合軍の最

○水島裕君 それでは、時間になりましたので一
度終わりにしたいと思います。
どうもありがとうございました。

○竹村泰子君 初めに、スライド特例法案についてお尋ねいたします。

先ほどからいろいろとお尋ねがございましたけれども、この法案は森井前大臣の強い御指導と関係各方面からの要請を受けて提案されたものと理解しておりますが、一つ気になりますのは、九六年度の特例はどうかくとして、今後の物価スライド制のあり方、これをどのように考えるかということではないかと思います。

先ほどから年金審議会からも物価変動の少ない場合等の物価スライド制のあり方について今後検討を行う必要があるというふうに指摘がされていましたし、大臣もお答えになつておりますが、もう一度簡潔に今後のあり方について御意見を承りたいと思います。

○國務大臣(菅直人君) 竹村委員おっしゃるよう
に、この問題は前大臣の段階で大筋方針を決めていただいておりまして、与党の皆さんからの要請なども含めて今回提案をさせていただきました。先ほど申し上げますように、物価がどんどん上がっていく時代から今回初めて下がったわけですが、また将来上がるとしても従来のように一〇%、二〇%という上がり方ではない、小さな幅ということも十分考えられますので、そういう場合もありますので、そう考えますと、例えば物価変動がある一定の小さな幅の内部で動く場合は前回の年のままでずっといつて、その累積が例えば

○政府委員　人・軍属も同地域別の軍属も同様に、大韓民国へおどりました。○竹村泰後から開こうかとおもふが、この経過から、ちの名簿を韓國政府の要請も

あるいは二%とかを超えた場合には、上合はもちろん上げるし下がった場合は下合う、そういうやり方が考えられるのでは、いうふうに思つております。

子君 それでは、先ほど釘官議員の方から、この国籍条項の問題が出されまして、私にもにはずっと取り組んでまいりましたので、この問題を取り上げたいのですが、ちょっときょうは変えまして、戦後、朝鮮、台湾・軍属の戦死公報というが出されたのか、どうでしようか。その辺からお答えたいと思います。

員(佐々木典夫君) 朝鮮半島出身の旧日本軍属の戦没者の遺族の方に対します死亡につきましては、昭和二十一年に連合軍の最によりまして通信禁止令が出されるまでと同様に行ってまいつたという経過でございました。その後におきましては司令部の認可ら一部実施してきましたといふうに承知をございます。その後は、昭和二十三年に子君 日本人の未帰還者の調査は戦後直ちに連名簿の検討をいたしておりましたと同時に調査されたと思ひますけれども、各戦死者名簿なども作成されています

員(佐々木典夫君) 朝鮮半島出身の軍の戦没者の方につきましては、先ほど申よう個別の通知ができなくなつたといふことはございませんて、これに応じる形で全戦没者二万二千人を登載いたしました死亡者連絡に送付をしてまいりておると

いうような状況でございます。

○竹村泰子君 日本人の未帰還者というのは今どんなるふうになっているのでしょうか。未帰還者、行方不明者の人数とか、あるいはどんな状態になつてているかということがわからぬ教えてください。

○政府委員(佐々木典夫君) 未帰還者の現時点の数でござりますか。現時点で約七百というふうに承知をいたしてございます。

○竹村泰子君 未帰還者、不明者合わせて七百人ということですね。

それで、私が家族だといいたしますと、私の夫が生きているのか死んでいるのか、帰つてこないわけで行方不明なのか、生死がわからないという人が今七百人とおっしゃつたんですが、本当はもつともつとおられて、それはどういうふうにして一応お亡くなりになつたということにしてあるんでしようか。何か死亡宣告をしたというふうに聞いておりますが。

○政府委員(佐々木典夫君) 未帰還者につきましては、基本的には軍人であつた方が未復員という方、あるいはそれ以外に外地におられた民間の人で戦後いろんな事情で帰つてこれなかつた、なつかつ生存されておつてみずからの意思で現地に残つたということではないといふうな方々を想定しているわけでございますが、今お話をあります中で、死亡宣告ということで、これまで一番直近までの数字で約二万件を死亡宣告という形で処理をしてきておるところでございます。

○竹村泰子君 日本人ですね。

朝鮮、韓国の方たちに対してはどうですか。

○政府委員(佐々木典夫君) 朝鮮半島出身の方々につきましては、日本の国籍を失つ以前におきました内地に引き揚げてまいりました部隊の関係者から情報等によりまして内地出身の日本人と同様な未帰還者の調査を行つてしまつたところでございますが、昭和二十八年、未帰還者留守家族等援護法の制定があつたわけでござりますけれども、日本人の生死不明者につきましての調査が本

格化いたすことからでございますが、朝鮮半島等

の出身者につきましてはサンフランシスコ平和条約昭和二十七年の四月でござりますが、その締結後は日本国籍を失つておりますために日本政府によります未帰還者調査対象とはすることとしているということで今日に至つてゐるところでござります。

○竹村泰子君 大臣、おわかりと思いますが、つまり日本人として、日本兵として、軍人・軍属として戦わせられた人たちが死亡宣告すらしてもえずに日本人の場合は未帰還者に関する特別措置法

置法制定によつて國が戸籍処理をしているわけですけれども、そういうことすらせずに、いまだに自分の肉親が生きているのか死んでいるのかわからぬという放置状態の方たちがたくさんいらっしゃるんですね。

先ほど申しました未帰還者に関する特別措置法なども、殖民地出身者はサンフランシスコ平和条約によつて日本人ではないとされたわけですか

ら、全部除外されているわけなんですけれども、このような状態で戸籍処理さえできずに戦後五十年、家族はいまだにその行方を追つてゐる状態だ

ということについて、大臣、どういうふうにお考えになりますでしょうか。

○政府委員(佐々木典夫君) 若干補足させていただきます。

実は、朝鮮半島出身の旧軍人・軍属の関係の方々につきましては、昭和四十六年に日韓の政府間で、亡くなられた方々二万一千人の名簿を出さ

れていたのでござります。その後、

日本の厚生省としまして当時の軍から引き継いでおりますいろいろな資料につきまして、平成五年の秋でございましたけれども、包括的な名簿といふことで留守名簿等、厚生省が集計し、把握してお

りますすべてのデータを総点検いたしまして、全体で二十四万四千人になるわけでござりますけれども、これを含めまして韓国政府に全面的に引き渡しをしてきてるということでございまして、厚生省の立場ではできる限りの情報の把握、必要

な提供等は努めてまいりててゐるということを

若干補足させていただきたいと存じます。

○竹村泰子君 私、きょうは時間がございませんのでもう一言だけ申し上げて、大臣の御所見、そして御決意を聞いて終わりたいと思います。

朝鮮半島出身者の旧日本軍人・軍属の安否について遣族の照会があつた場合は、厚生省が保管している資料に基づいて可能な限り調査をして生死の確認を行つててお送りいたしております。これ以上の調査ができるのかできないのか、どうすればいいのかという

のは、率直なところ事務当局としては大変困難だ

という状況にあります。

これは、過去のことを言つただけでは済まない

んです、私は、若干これは立場を超えるかもしれないが、やつぱりサンフランシスコ条約のところに国籍条項を画一的に外してしまったことがい

るのではないか、責任をいわば放棄したことになつたのではないか、少なくともその時点では二重国籍であつても、どういう国籍であつても残していただけ御決意がおありになるかどうか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(菅直人君) 私も、こういつた問題での国籍条項といいましょうか、あるいは戦争中の日本国民という形で徴兵をされたり、いろいろな形で戦地へ赴いた方がその後の変化の中で全く別な扱いを受けるようになつてゐるということに大変疑問を感じるわけあります。

今の未帰還者留守家族のこの援護法の経緯も、私も少し聞いてきましたけれども、戦争直後いろいろな国から帰れない人の留守家族を支援しようと、そういう意味では日本の国として外国に出て帰れなくなつた人の留守家族を支援するんだといふことで他の法案と同じように国籍条項をそのまま入れたわけですね。ですから、いわゆる戦争中

でつづられた法律だという感じはいたしておりません。

○朝日俊弘君 社会民主党の朝日でございます。

私は三つの法律案のうちらしい予防法の廃止に関する法律案に絞つて質問をさせていただきたいと思

ます。

そこで、現在、先ほど局長も言いましたように、朝鮮半島出身の旧日本軍人・軍属の安否について遣族の照会があつた場合は、厚生省が保管している資料に基づいて可能な限り調査をして生死の確認を行つててお送りいたしております。また、先ほども述べましたように、そういった資料も平成五年に

お送りいたしております。これ以上の調査ができるのかできないのか、どうすればいいのかという

のは、率直なところ事務当局としては大変困難だ

という状況にあります。

これは、過去のことを言つただけでは済まない

んです、私は、若干これは立場を超えるかもしれないが、やつぱりサンフランシスコ条約のところに国籍条項を画一的に外してしまったことがい

るのではないか、責任をいわば放棄したことになつたのではないか、少なくともその時点では二重国籍であつても、どういう国籍であつても残していただけ御決意がおありになるかどうか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(菅直人君) 私も、こういつた問題での国籍条項といいましょうか、あるいは戦争中の日本国民という形で徴兵をされたり、いろいろな形で戦地へ赴いた方がその後の変化の中で全く別な扱いを受けるようになつてゐるということに大変疑問を感じるわけあります。

今の未帰還者留守家族のこの援護法の経緯も、私も少し聞いてきましたけれども、戦争直後いろいろな国から帰れない人の留守家族を支援しようと、そういう意味では日本の国として外国に出て帰れなくなつた人の留守家族を支援するんだといふことで他の法案と同じように国籍条項をそのまま入れたわけですね。ですから、いわゆる戦争中

でつづられた法律だという感じはいたしておりません。

○朝日俊弘君 社会民主党の朝日でございます。

私は三つの法律案のうちらしい予防法の廃止に関する法律案に絞つて質問をさせていただきたいと思

います。

まず、質問に先立ちまして、このらい予防法を廃止する法律案を審議し採決をする場に私自身がこのように参加できることを心から喜びたいと思いますし、余りにも遅きに失したとはい、ようやくこのらい予防法を廃止することができるという意味でこの法案に全面的に賛意を表したいと思います。

ちょっと振り返ってみると、実はこの参議院の厚生委員会におきまして、古い話になつて申しわけありませんが、昭和二十八年、現行のらい予防法案の審議に当たつて本委員会は附帯決議をございましたが、特に私はその中で、附帯決議の一一番最後のところで、「近き将来本法の改正を期すると共に」というふうに附帯決議の中に盛り込まれております。昭和二十八年の参議院厚生委員会でそのような附帯決議をし、しかし四十数年たつてしまつた。このことについて諸先輩にとやかく申し上げるつもりはございませんけれども、やはり本院の本委員会においても一定の責任と、そして家族や患者さんや亡くなられた遺族の皆さんに心からおわびを申し上げる、こういう気持ちが必要ではないかというふうに思います。

そのことを冒頭に申し上げながら、なお気がかりな点が幾つかございますので、お尋ねしたいと思います。

まず第一の点は、ハンセン病の今後の治療体制の確保がきちんとできるだらうかという点であります。もちろん、さまざまな予防活動や治療の進歩によってハンセン病の発症自身が極めて少なくなつてきているとはい、残念ながらまだ根絶された状況には達していない。とすると、今後新規にあるいは再発という形で感染され発病される場合もあり得る。その方たちの治療体制、医療体制は今後どうなつていくのだらうかという問題であります。

特に、これまでの治療体制が十数カ所の国立養所を中心とする医療機関に限定されておりまし

た。それだけに今後の治療体制がどのように確保されていくのか、大変不安といいますか、心配をしております。もちろん今後も、国立ハンセン病

療養所はもちろんのこと、一般の医療機関においてもそのような患者さんが出てきた場合に適切に受けとめ適切に治療していくことができるといいます。

受けてとめ適切に治療していけることが求められると思いますが、その場合果たして的確な診断がどの程度できるのだろうか、あるいはそのための治療薬はきちんと確保できるのだろうか、あるいは治療のための技術、ノウハウは蓄積されているだろうか、そしてそういう皆さんを引き受けける

治療体制はどの程度に確保されるだろうか、さらにはそのような医療、治療を受けた場合に医療費の負担はどうなるだろうか、幾つかの問題が不安な点として頭に思い浮かびます。

先ほど水島先生の御質問の中で治療薬の問題については触れられましたのでその部分については省略をいたしますが、ぜひ今後の治療体制の確保についてどのようにお考えなのか、お示しをいただきたいと思います。

○政府委員(松村明仁君) らい予防法の廃止に伴いまして、今後新規に発生する患者さんをどのように治療していくかなどございますが、

ハンセン病は今や一般的の疾病、こういうことで対応できる、そういうことになったわけでございまして、一般的の疾病として一般的の医療機関で原則的には治療をしていただく、こういうことになるかと思います。したがいまして、当然のことではございませんけれども、一般的の疾病として保険診療の対象として取り扱うことになるものと考えます。

そこで、この診療体制の整備でござりますけれども、ハンセン病は今や新規発生も少なくなります。もちろん、さまざまな予防活動や治療の進歩によってハンセン病の発症自身が極めて少なくなつてきています。

そこで、この診療体制の整備でござりますけれども、ハンセン病は今や新規発生も少なくなります。もちろん、さまざまな予防活動や治療の進歩によってハンセン病の発症自身が極めて少なくなつてきているとはい、残念ながらまだ根絶された状況には達していない。とすると、今後新規あるいは再発という形で感染され発病される場合もあり得る。その方たちの治療体制、医療体制は今後どうなつていくのだらうかという問題であります。

特に、これまでの治療体制が十数カ所の国立養所を中心とする医療機関に限定されておりまし

を図つていこう、こういうことを考えております。

こういったことを通じまして、また学会等のいろいろ御協力もいただきながら、一般医療機関でのハンセン病診療が支障なく実施されるよう努めをしてまいりたいと思います。

○朝日俊弘君 ゼビ医療関係職場に働く職員教育を含めた丁寧な取り組みをお願いしたいと思います。

法律案を読ませていただきまして、現在ハンセン病療養所で入所生活をされておる方たち、あるいは今後入所生活を送る予定の人たちについて、さまざまな側面から配慮がなされているという点は十分に評価したいと思いますが、その一方で、

実際にはなかなかそういう方は少ないのかもしれませんけれども、これを機会に地域で普通に暮らしてみたい、つまり社会復帰、社会参加をしていこう、こういう人たちもおいでになるかと思います。そういう人たちに対する視点と配慮が極めて弱いように感じられてなりません。もちろん、そのことがそう簡単にできるとは思いません。しかし、もしもそのような気持ちを多少ともお持ちの方

がおいでならば、厳しい現実があるからこそ社会復帰、社会参加を支援するためのきめ細かな配慮と具体的な対応策を準備しておくことが必要だと

○朝日俊弘君 ゼビ当該の皆さんのお意見なども伺いながら、現時点で社会復帰を積極的にといふふうになかなか声が上がつてこない実態があるのかかもしれないが、それは決して本意ではないと思

うな方式をとりたいのか、あるいは御要望はどの辺にあるのかというようなことをよく調べまして適切に対応をしてまいりたい、このように考えております。

○政府委員(松村明仁君) 社会復帰を希望される方々につきましては先ほどお話をあったとおりでございます。

○朝日俊弘君 ゼビ医療関係職場に働く職員教育を含めた丁寧な取り組みをお願いしたいと思

います。そこで、引き続き今申し述べましたようなこれまでの支援対策を充実することは当然でございますが、今後は患者さんあるいは軽快者、あるいは今後入所生活を送る予定の人たちについて、さまざまな側面から配慮がなされているというふうなことを実施してまいりたいところでございます。

今後のこととございますが、社会復帰を希望される方々につきましては、これを支援してまいりることは非常に重要な課題であると認識しております。そこで、引き続き今申し述べましたようなことを実施してまいりたいところでございます。

○朝日俊弘君 ゼビ当該の皆さんのお意見などもこれまでの支援対策を充実することは当然でございますが、今後は患者さんあるいは軽快者、あるいはもう治ったということで社会復帰を考えておられる方々、こういった方々が具体的にどういうふうな対応をとりたいのか、あるいは御要望はどの辺にあるのかというようなことをよく調べまして適切に対応をしてまいりたい、このように考えております。

○朝日俊弘君 ゼビ当該の皆さんのお意見なども伺いながら、現時点で社会復帰を積極的にといふふうになかなか声が上がつてこない実態があるのかかもしれないが、それは決して本意ではないと思

うな方式をとりたいのか、あるいは御要望はどの辺にあるのかというようなことをよく調べまして適切に対応をしてまいりたい、このように考えております。

○朝日俊弘君 ゼビ当該の皆さんのお意見なども伺いながら、現時点で社会復帰を積極的にといふふうになかなか声が上がつてこない実態があるのかかもしれないが、それは決して本意ではないと思

うな対応をとりたいのか、あるいは御要望はどの辺にあるのかというようなことをよく調べまして適切に対応をしてまいりたい、このように考えております。

○政府委員(松村明仁君) 社会復帰を希望される方々につきましては先ほどお話をあったとおりでございます。

○政府委員(松村明仁君) 社会復帰を希望される方に対する支援対策といたしましては、従来より、

都道府県、市町村レベルで積極的な取り組み、き

め細かい配慮が必要だというふうに思います。

この点についてどのような方策を検討されていますのか、お伺いしておきたいと思います。

○政府委員(松村明仁君) ハンセン病に対します理解の促進、あるいは入所者の方々の開放的な療養生活が実現されるためには、地域社会において受け入れられることが極めて重要であると考えておるところでございます。

このため、厚生省といたしましても、らい予防法の廃止を契機といたしまして、従来の取り組みに加えまして、ただいま御審議いただいておりまして平成八年度予算におきましても前年度に比べまして相当予算額をふやさせていただいて啓発普及事業を盛り込み、また新たに入所者の社会交流事業等を実施する、こういったことを考えております。

また、今、委員御指摘の地方自治体等の御協力もいただくわけでございますが、これまでも地方自治体の方々には非常に御協力もいただいておりますが、具体的な事業の実施に当たりましては地域社会の理解と協力を得ることが不可欠である、こういうふうな考え方からさらに一層自治体の方々に対しましても積極的な取り組みをお願い申し上げていきたいと、このように考えております。

○朝日俊弘君 ありがとうございました。

○西山登紀子君 まず、らい予防法の廃止について御質問をいたします。

らい予防法の廃止は当然のことでありまして、遅きに失したと言わなければなりません。政府のおくれによって患者、家族に言い知れぬ多大な苦難を与えてきたことは言をまちません。今、患者さんの平均年齢は七十歳、高齢者では八十歳代、九十歳代の方をおられるわけです。ほとんど人は現在の療養所がついのすみかでございました。療養所で私もお話を伺いましたが、その中には十四歳のときから入所させられて今日に至つ

た、そういうお話をございましたし、私は言葉もありませんでした。ですから、今日私が思います

のは、今後政府が深い反省と謝罪の意を込めて、必要な改善を加えながら、こうした方々の人権の回復とついのすみかにふさわしい安心できる環境、そして対策を継続させる必要があると考えます。

その際には、将来にわたって患者さんの患者給与金、これを予算措置して継続してほしいという切実な御要望もございまますし、またこの療養所に勤いでいらっしゃる職員の方々も長い間の社会の偏見の中で献身的に医療や介護や日常生活を続けてこられました。その人たちの労苦もまた正しく評価し、これに報いるような方策も必要だと思っています。

らい予防法が廃止になるという歴史的な日を直前に控えまして、まず大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(菅原人君) らい予防法が本当にこれまで続いていること自体大変大きな反省をしなければならないと思つております。

その上で、らい予防法を廃止するに当たつては、御承知のように、これまで続けてきた患者給与金を含め、現在行われているすべての医療及び福祉の措置を継続するというのが基本的な方針であり上記のとおりです。

○西山登紀子君 まず、らい予防法の廃止につ

○西山登紀子君 ゼひ誠意を持って当たつていただきたいと思います。

次に「らい」の名称の廃止についてですが、辞典などについては改版するときに「ハンセン病」という正式疾病名にするということなど、表現と内容について正確な表現を用いるよう教育関係あるいはマスコミ関係方面にも要請する必要があると考えますが、いかがですか。

○政府委員(松村明仁君) 今回、御指摘のように、法律上「らい」という病名を「ハンセン病」と改めることとしておりまして、今後行政的には「らい」という言葉は用いずに「ハンセン病」という言葉を用いていく姿勢を明らかにしておるところです。

既に皆さんかなりこのハンセン病という言葉は浸透をしておるとは思われますけれども、今後機会をとらえ、今回の見直しの趣旨でありますとかハンセン病に関する正しい知識の普及啓発について働きかけていくこととともに、厚生省におきましてもより効果的で多様な啓発事業の積極的な展開を図つてまいりたいと思っております。

○西山登紀子君 次に、いわゆる浮島丸事件といふことについて質問をいたします。

まず最初ですが、この浮島丸事件といふことはどういうふうな事件であったかといいますと、悪夢のような戦争が終わって直後の八月二十二日、戦争中徴用の名のもとに日本に強制的に連れてこられた海軍の所有船浮島丸が終戦によりまして帰朝を熱望する朝鮮半島出身の元海軍軍人・軍属、それから民間の方を乗せて青森の大湊港から朝鮮半島に向かう途中、昭和二十年八月二十四日、舞鶴湾ににおいて沈没して五百四十九人の方々、内訳等今お話をございましたように私ども伺つております。

○西山登紀子君 平成四年、一九九二年八月二十五日に犠牲者の遺族の方が京都地方裁判所に公式陳謝等請求の訴訟を起こしているわけです。この訴状の中にはこのように書かれています。

原告らは金銭が目的で本訴訟を提起したのではなく、被告日本国が犠牲者と遺族の前で浮島丸事件の真相を究明し、真摯な謝罪を行つてその道義を取り戻すこと念願するものであるから、とりあえず本訴訟においては、右各損害の

一部として、被告日本国に対し、浮島丸事件で死亡した犠牲者の遺族は各々金五〇〇〇万円、生還者とその遺族は各々金二〇〇〇万円の支払う裁判が行われているということです。

も、これまでの経緯を踏まえ、関係機関と十分相談をして進めてまいりたいと、こう考えておりま

す。触電説か自爆説か、いまだに真相はわかつてはおりません。

当時、舞鶴の市民が懸命の救助にも当たつたわけです。朝鮮人の方が五百二十四人、日本人軍人の方が二十五人、合わせて五百四十九名、この数も乗船者人員がそもそも不明ということもありますので必ずしも確かではありませんけれども、今わかっているので五百四十九名、こういう方々が亡くなられたというふうに伝わつてゐるわけです。がいわゆる世に言う浮島丸事件という、概要是ござります。こういったことにつきましては、関係の各方面に徹底を図つてまいりたいと思っております。

○西山登紀子君 今お話をございましたが、亡くなられたというふうに伝わつてゐるわけですが、これがならぬ世に言う浮島丸事件といふ概要是ござります。この事件のことではないかと思いますが、どうですか。

○政府委員(佐々木典夫君) 今お話をございましたが、亡くなられたというふうに伝わつてゐるわけですが、これがならぬ世に言う浮島丸事件といふ概要是ござります。この事件のことではないかと思いますが、どうですか。

た海軍の所有船浮島丸が終戦によりまして帰朝を熱望する朝鮮半島出身の元海軍軍人・軍属、それから民間の方を乗せて青森の大湊港から朝鮮半島に向かう途中、昭和二十年八月二十四日、舞鶴湾ににおいて沈没して五百四十九人の方々、内訳等今お話をございましたように私ども伺つております。

原告らは金銭が目的で本訴訟を提起したのではなく、被告日本国が犠牲者と遺族の前で浮島丸事件の真相を究明し、真摯な謝罪を行つてその道義を取り戻すこと念願するものであるから、とりあえず本訴訟においては、右各損害の

一部として、被告日本国に対し、浮島丸事件で死亡した犠牲者の遺族は各々金五〇〇〇万円、生還者とその遺族は各々金二〇〇〇万円の支払う裁判が行われているということです。

○政府委員(佐々木典夫君) 浮島丸事件に関しまして、平成四年八月以降、韓国在住の犠牲者、そ

これから遺族の方七十七名の方が原告になりますて、国に対しまして損害賠償、謝罪、そして遺骨の返還を求める訴訟が提起されておりますことは承知をいたしております。

厚生省ともども指定代理人ということで対応して外務省ともども指定代理人ということで対応しているというような状況でございます。

○西山登紀子君 その遺骨のことなんですかけれども、私も調べているうちに大変びっくりいたしました。

この東京の目黒区にあります祐天寺というお寺に遺骨が保管をされている、こういうことがわかれましたので私も先日お参りに行つてきたわけでござります。これは、お参りに行きましたが、お寺の方にお聞きましたと毎朝丁寧にお参りをしてくださつてゐるわけですから、行つてみますと、厚生大臣という名のものに弔意も示されておりましたし、塔婆といふんでしようか、こういうのがあります。これは、お参りに行きましたが、お寺の方にお聞きましたと毎朝丁寧にお参りをしてくださつてゐるわけですから、行つてみます

○西山登紀子君 もう一つよくわからないんですけれども、この裁判ですが、遺族の方が遺骨の返還を求めていらっしゃるわけですね。それで、九

一

云々といふうな文字はあつたわけですから、浮島丸殉難者といふうな文字はありませんでした。

この祐天寺に浮島丸事件の犠牲者の遺骨が二百八十五柱保管がされているのは事実でしようか。

○政府委員(佐々木典夫君) 現在、祐天寺に預託をいたしております浮島丸事件の犠牲者の方の遺骨は、今二百八十五とございましたが、私ども二

八六十柱ということでお願いをいたしてございまます。

○西山登紀子君 二百八十ですか。

○政府委員(佐々木典夫君) はい、二百八十です。

○西山登紀子君 五百柱減っちゃった。

数が、こういう裁判の訴状には二百八十五といふうに出でているし、厚生省は二百八十だといふふうにおつしやるし、非常にまだ数がはつきりしません。

これまでの経緯を若干申し上げさせていただきますと、浮島丸殉難の際に亡くなられました朝鮮半島出身者の方の遺骨につきましては、昭和三十年五月に吳地方復員部から移管を受けまして、その後、昭和四十六年六月、氏名、本籍が判明しております五百二十一柱を他の戦没者遺骨とともに祐天寺に預託をいたしました。

祐天寺にいたした経過等につきましては、なるべく交通の便のいいところに祭つてほしいというふうな御希望も踏まえて対応したといふうに承

知をしております。

このうち遺族等の確認ができました遺骨につきましては、昭和四十四年八月の第三回韓定期閣僚会議の了解事項に基づきまして、昭和四十六年十一月、それから昭和四十九年十二月、そして昭和五十一年十月の三回にわたりまして計三百四十柱を他の戦没者遺骨とともに返還をしてきていたところでございます。

したがいまして、現在祐天寺に預託しております三百八十柱は遺族の確認されない御遺骨であるということでおぼえています。

○西山登紀子君 もう一つよくわからないんですけれども、この裁判ですが、遺族の方が遺骨の返還を求めていらっしゃるわけですね。それで、九

一

百四十一柱を既に韓国政府を通じて返還してしまったところでございます。

○政府委員(佐々木典夫君) はい、百四十一柱を既に韓国政府を通じて返還してしまったところでございます。

一

百四十六年、四十九年、五十一年、三回に分けて二

百四十一柱を既に韓国政府を通じて返還してしまったところでございます。

一

百四十六年、四十九年、五十一年、三回に分けて二

するなど再協議、再努力を戦後五十年を経た今日さらにやるべきではないかと。それからさらに、この裁判になつております九人の方々は遺族が判明をしているわけですから、遺族の求めに応じて、その遺骨についてはお渡しする、こういうことをやるべきではないかと思いますが、どうですか。

○政府委員(佐々木典夫君) 実は、犠牲者の方々の遺骨について早期に御遺族にお返しすべきではないかというお話をございますが、先ほども申しましたように、浮島丸事件に係る遺骨のうち遺族の確認ができましたものにつきましては、過去、けれども、この裁判ですが、遺族の方が遺骨の返還を求めていらっしゃるわけですね。それで、九

一

百四十六年、四十九年、五十一年、三回に分けて二

百四十一柱を既に韓国政府を通じて返還してしまったところでございます。

一

百四十六年、四十九年、五十一年、三回に分けて二

するなど再協議、再努力を戦後五十年を経た今日さらにやるべきではないかと。それからさらに、この裁判になつております九人の方々は遺族が判明をしているわけですから、遺族の方々がこの歴史を風化させずには感動いたしました。そして、この地元の舞鶴では毎年慰霊祭というのが開かれているわけですが、それとも、平和の願いを込めたチヨゴリ姿の女性、サコン」という題名の映画ですけれども、大変私は感動いたしました。そこで、この地元の舞鶴で二重の悲劇、こういうふうにも言えるかと思います。昨年、市民の皆さんがこの歴史を風化させずには感動いたしました。そして、この地元の舞鶴で二重の悲劇、こういうふうにも言えるかと思います。年に至つているところでございます。

なお、政府といつしましては、遺骨に関する問題につきましてはできるだけ早期の解決を図るべく、実は訴訟の提起がございましたが、訴訟外で協議を行いたい旨申し入れまして、原告との話し合いをしてまいりました。訴訟外協議が行われましたわけですが、ところが原告側はまつたわけですが、ところが原告側は浮島丸事件に関する謝罪とそれから遺骨返還を切り離すことはできないという御主張でございまして、現在では原告側の申し出により一時打ち切りというような形になつていています。

私どもしましては、訴外で話し合いをし、御遺骨の問題は切り離しても早く処理をすること、

いい解決をすることの御提案もしたわけですが、大変に残念に思つてゐるところでございます。

ついでございます。

ら、できるだけいい解決に努力をしたいと思つているところでございます。

○西山登紀子君 遺骨の交渉がうまくいかない相手が悪い、こういうふうにも聞こえるわけでそれども、私はそうではなくて、やはりこれは別に裁判に訴えられなくてもこちら側からきちつと誠意を持つて謝罪もすれば補償ちゃんと話しあう、そういう態度で臨むべきではないかと思います。

そういう点を指摘させていただきまして、最後に大臣にお伺いしたいわけですから、大臣、この浮島丸の殉難事件というのは私は戦争が生んだ二重の悲劇、こういうふうにも言えるかと思います。

昨年、市民の皆さんがこの歴史を風化させずには感動いたしました。そして、この地元の舞鶴では毎年慰霊祭というのが開かれているわけですが、それとも、平和の願いを込めたチヨゴリ姿の女性、

それからみどりご抱いてその足元には助けを求めるたくさんの群像が寄り添つてゐる、こういうふうな追悼の碑も建つてゐるわけですが、この追悼の碑の周りに集つて毎年追悼式が行なわれているわけです。追悼式は知事や市長も出席しないではありません。

○西山登紀子君 遺骨の交渉がうまくいかない相手が悪い、こういうふうにも聞こえるわけでそれども、こういふふうに思つてゐるし、厚生省は二百八十だといふふうにおつしやるし、非常にまだ数がはつきりしません。

○西山登紀子君 ついでございます。

はり連合国がそういう何か約束事がうまく伝わらなくて沈んだという事件で、これは何か日本人の遺骨を逆に今度は中国の方から知らせがある席でそれを受け取りに行つたなんという話もある席でそのう出ていたんですけども、そういういろいろな悲劇といいましょうか、そういうものがいろいろな形であったということについては本当に、何といいますか、五十年たつた今日においてもそういう歴史を風化させてはいけないということは私も同様に考えております。

この浮島丸事件そのもののいろいろな経緯は、今、局長の方からもお話をしましたように、遺骨等についてはもちろん基本的には身元がわかれればお返しをするということで、そういう姿勢で臨んでいるつもりでけれども、若干まだいろいろな経緯の中では進んでいない問題もあるということだと理解しております。

今おっしゃいましたこの慰靈祭について、要請があればメッセージをということでありまして、一般的に言えば、そうした問題についてメッセージなりなんなりをすることは必要があればそうし

たいというふうに思つておりますが、ちょっとと私は初めて伺つた事件でもありますし、そういう慰靈祭がどういう形で行われてきているのかというのも、今お話を聞いたところのような形であればメッセージを送らせていただきことも十分可能かななど。ちょっととどういう形なのかということをその段階でまた要請があればお尋ねをした上で判断をさせていただきたい、こう思つております。

○西山登紀子君 よろしくお願ひいたします。

終わります。

○委員長(今井謹君) 他に御発言もないようですから、三案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより三案について討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより採決を行います。

まず、戦傷者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(今井謹君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、らい予防法の廃止に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(今井謹君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

三、通院・在宅治療のための医療体制を早急に整備するとともに、診断・治療指針の作成等の充実を図ること。

ハンセン病治療に関する専門知識の普及を図ること。

四、一般市民に対して、また学校教育の中でハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に努め、ハンセン病に対する差別や偏見の解消について、さらに一層の努力をすること。

以上でございます。

右決議する。

以上でございました。

何とぞ御賛同いただけますようお願いいたしま

す。

○委員長(今井謹君) ただいま釣宮君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(今井謹君) 全会一致と認めます。よつて、釣宮君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

以上でございました。

右決議する。

紹介議員 奥村 展三君
この請願の趣旨は、第一七四号と同じである。

H.I.V問題の迅速な解決に関する請願(一通)
第三五四号 平成八年三月一日受理

請願者 京都市左京区一乗寺中ノ田町九ノ

二十九名 一力一サ池上二〇三 西念京祐外

紹介議員 堂本 晓子君

この請願の趣旨は、第一七四号と同じである。

第三六〇号 平成八年三月一日受理

らい予防法の廃止と患者の医療・生活保障、国立
ハンセン病療養所の存続・発展に関する請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町虫明六、二五

三 橋誠一郎外四百九十九名

紹介議員 粟原 君子君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第三七一号 平成八年三月四日受理

らい予防法の廃止と患者の医療・生活保障、国立
ハンセン病療養所の存続・発展に関する請願(二通)

請願者 三重県鈴鹿市下箕田町四ノ二五ノ

三 古川満外百九十九名

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第三八二号 平成八年三月五日受理

らい予防法の廃止と患者の医療・生活保障、国立
ハンセン病療養所の存続・発展に関する請願

請願者 沖縄県平良市久貝八九六ノ六 真喜屋由美子外六百七十九名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第三九五号 平成八年三月五日受理

らい予防法の廃止と患者の医療・生活保障、国立
ハンセン病療養所の存続・発展に関する請願

請願者 熊本県人吉市下田代町一、一五三
大石正光外四百九十九名
紹介議員 守住 有信君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第四一〇号 平成八年三月五日受理

食品の安全基準の緩和に対する請願

請願者 宮城県桃生郡河北町小船越字堤下
一五五 及川養一外五十四名

紹介議員 須藤美也子君
国民の願いは、「主食は国内自給で」であり、「食品安全性は守ってほしい」ということにある。また、阪神大震災は、地域の農業や農地、食糧の安定的な確保の必要性を教えている。ところが、数の自治体議会の要請も無視して、米を始めとするすべての農畜産物の輸入自由化を進めるWTO協定(世界貿易機関を設立するマテケシユ協定)の承認が強行された。しかし、国会審議の中で、すべての自由化は国際的な義務ではなく、各国が自由化除外品目を設定していることが明らかになつた。アメリカでは、WTO協定よりも国内法が優先することさえ確認している。「例外はない」と國民をだまし、三度の国会決議も踏みにじて強行された協定は改正を求めるのが当然である。

WTO協定は第十条に、加盟各國は改正の提起ができることと、三分の一の賛成があれば改正できることをうたつており、WTO協定の改正を強く求めること。WTO協定が実施に移されれば、地域農業が壊滅的な打撃を受けることは政府自身も認めているとおりで、三十七%しかない食料自給率(平成五年度)は、いよいよ低下してしまう。また、WTO協定では食品の安全基準の緩和も義務付けられ、抗生物質や合成ホルモン剤、これまで認められなかつた農薬の残留、大量の新たな添加物の使用も容認されるなど、国民の命と健康にとっても大変な事態となる。ついては、国民の食糧と健

界の食糧不足に備えるためにも、次の事項について実現を図られた。

一、食品の安全基準の緩和をしないこと。

第四一二号 平成八年三月六日受理

らい予防法の廃止と患者の医療・生活保障、国立ハンセン病療養所の存続・発展に関する請願(二通)

請願者 香川県高松市高松町九九ノ一 大谷昌子外四十九名

紹介議員 平井 卓志君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第四一二四号 平成八年三月六日受理

らい予防法の廃止と患者の医療・生活保障、国立ハンセン病療養所の存続・発展に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡神埼町大字の一、〇四八 古賀富美子外九十九名

紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第五一二三号 平成八年三月七日受理

H.I.V問題の迅速な解決に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市国松町三〇ノ四
白川憲政外千名

紹介議員 水野 誠一君
この請願の趣旨は、第一七四号と同じである。

第三月二十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、保育制度の拡充に関する請願(第五六二号)
(第五六三号)(第五六四号)(第五六五号)(第五六六号)(第五六七号)(第五六八号)(第五六九号)(第五七〇号)(第五七一号)(第五七二号)

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第五五六号 平成八年三月十一日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市中央一八ノ一二 小川利久外三万四千五百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君
子供の発達する権利と父母、保育者の働く権利を保障するために、社会福祉の根幹である措置制度を堅持し、公的保育制度を拡充することは緊急の課題である。しかし、厚生省は「エンゼルプラン」の下で、「駅型保育モデル事業」など育児産業の育成・振興を図り、社会保険制度審議会の勧告(平成七年七月四日)も、乳幼児期から高齢期までの社会保険制度を国民の更なる負担増と民間福祉サービスにむだねる方向を示すなど国民が求める公的保険の拡充に逆行する動きを示している。今こそ、全国約二万三千箇所のすべての認可保育所

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六五八号 平成八年三月十四日受理
国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に
関する請願（四通）

請願者 沖縄県名護市字名護五一九ノ一
宮里昇外千九百九十九名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第六六七号 平成八年三月十四日受理
国民医療を守るためにの国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 大阪府堺市原山台五丁一ノ二四ノ
三〇九 大森君枝外千九百九十九

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第六六九号 平成八年三月十四日受理
保育制度の拡充に関する請願

請願者 大阪府枚方市東山一ノ四四ノ二
一〇六 田口真一外千九百九十九名

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第五六二号と同じである。

第六七二号 平成八年三月十四日受理
国民医療を守るためにの国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 大阪府堺市檜尾七四七 江脇義秋
外二千五百九十九名

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第六七五号 平成八年三月十四日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 札幌市手稻区前田八条二三ノ二
一二 四藤田容子外十四名

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第六七六号 平成八年三月十四日受理
国民医療を守るためにの国立病院・療養所の充実に
関する請願（四通）

請願者 岡山県津山市中之町八加藤アパー
ト 山田明外九万二千三百三十名

紹介議員 一井 達治君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第六八〇号 平成八年三月十四日受理
国民医療を守るためにの国立病院・療養所の充実に
関する請願（四通）

請願者 福井県三方郡三方町遊子一ノ六ノ
一 田辺吉治外千九百九十九名

紹介議員 松村 龍一君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第六八二号 平成八年三月十四日受理
国民医療を守るためにの国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 大阪府枚方市東山一ノ四四ノ二
一〇六 田口真一外千九百九十九名

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第五六二号と同じである。

第六八四号 平成八年三月十四日受理
国民医療を守るためにの国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 大阪府枚方市東山一ノ四四ノ二
一〇六 田口真一外千九百九十九名

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第五六二号と同じである。

を確保し、だれもが安心して入院できるように
すること。

四、差額ベット料・付添費用負担・テレビ代など
の再編成「全体計画」の拡大見直しをやめ、
統一充実に関する請願

請願者 岡山県津山市中之町八加藤アパー
ト 山田明外九万二千三百三十名

紹介議員 一井 達治君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第六八六号 平成八年三月十四日受理
国民医療を守るためにの国立病院・療養所の充実に
関する請願（四通）

請願者 岡山県津山市中之町八加藤アパー
ト 山田明外九万二千三百三十名

紹介議員 一井 達治君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第六八八号 平成八年三月十四日受理
国民医療を守るためにの国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 福井県三方郡三方町遊子一ノ六ノ
一 田辺吉治外千九百九十九名

紹介議員 松村 龍一君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第六九〇号 平成八年三月十四日受理
国民医療を守るためにの国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 大阪府枚方市東山一ノ四四ノ二
一〇六 田口真一外千九百九十九名

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第五六二号と同じである。

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案
件が付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律案

二、らい予防法の廃止に関する法律案

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案
件が付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律案

二、平成八年度における国民年金法による年金
の額等の改定の特例に関する法律案

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案
件が付託された。

第八条第七項の表を次のように改める。

第二十一条第一項中「百八十七万八千九百円」を「百八十九万一千六百円」に改める。
第二十七条第一項中「百八十七万八千九百円」を「百八十九万一千六百円」に、「百四十九万九百円」を「百五十九万一千六百円」に改め、同条第三項の表中「四六六、五五〇円」を「四六九、九一〇円」に、「三七一、一五〇円」を「三七三、八一〇円」に、「五六六、六五〇円」を「五八、五一〇円」に改める。
(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一
部改正)

「法律第二十九号」を「昭和五十四年法律第二十九号」に改める。
附則第三十五項中「法律第七十三号」を「昭和五十九年法律第七十三号」に、「法律第五十三号」を「昭和六十一年法律第五十三号」に、「法律第五十五号」を「平成三年法律第五十五号」に改める。

（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次の
ように改正する。

附則第三十七項を附則第四十二項とし、附則第三十六項の次に次の五項を加える。

附則第六項中「法律第五十一号」を「昭和四十六年法律第五十一号」に、「又は法律第二十七号」を「又は昭和四十五年法律第二十七号」に改める。

日までの間に死亡した戦傷病者戦没者遺族等
援護法等の一部を改正する法律(平成八年法
律第一号)による改正前の戦傷病者等の
妻に対する特別給付金支給法第一条に規定す
る戦傷病者等(同条中「昭和十一年七月七日」
とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替
えて同条の規定を適用するものとしたならば

附則第十六項中「法律第二十一号」を「昭和五十一年法律第二十一号」に改める。

同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものと

五十一年法律第二十二号に改める。
附則第二十一項中「法律第二十九号」を「昭和五十四年法律第二十九号」に改める。

し、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成八年十月一日において第三条第二

附則第二十八項中「法律第二十二号」を「昭和五十一年法律第二十二号」に、「法律第二十九号」を「昭和五十四年法律第二十二号」に改め、

項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者みなす。

「昭和五十四年法律第二十九号」に改めること。

3 暦和五十九年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に死亡した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する

和五十九年法律第七十三号」に、「法律第五十三号」を「昭和六十一年法律第五十三号」に、「法律第七十三号」を「昭和五十九年法律第七十三号」に改める。

る特別給付金支給法第一条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて、同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関

同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を得た者（昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第一項各号のいづれかに該当する者を除く。）に限る。）であつたことにより、平成八年十月一日において第三条第一項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置) 第四条までの規定は、平成八年十月一日から施行する。

第一条 第二条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

第二条 第三条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者・戦没者・遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成三年法律第五十五号。以下「平成三年法律第五十五号」という。)附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

第三条 旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等とならぬ者を含む。以下この項において同じ。)が、平成八年十月一日において、新法第二条各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがあらる当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかるず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にあったと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが、事實上

離婚したと同様の事情があつたことにより、同日において日本の国籍を有しているものは、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことを除く。(以下この条において同じ。)であつて、成三年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者に限る。

4 平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者の妻であったことにより、平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十三号。以下「昭和六十一年法律第五十三号」という。)附則第三条第二項各号のいづれかに該当する者を除く。)に限る。

「昭和五十九年法律第七十三号」という。による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第三項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

法律第一十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「昭和五十一年特別給付金」といいう。）及び同条第二項の特別給付金（以下「昭和五十一年継続特別給付金」といいう。）を受ける権利を取得した者に限る。

7 戰傷病者戦没者遺族等授護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十一号。以下「昭和五十一年法律第二十一号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、昭和六十年法律第五十三号附則第三条第四項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

8 第三項から前項までの規定により新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、新法第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ

る区分に応じ、それぞれ当該合号に定める額(第三項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額)とする。

一 第三項から第六項までの規定により支給する特別給付金 六十万円

二 前項の規定により支給する特別給付金 九十万円

(特別給付金の支給の特例)

第三条 新法第一条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができる」ととなる者(昭和五十一年法律第二十二号附則第六条の規定により昭和五十一年繼續特別給付金を受ける権利を取得した者、昭和六十一年法律第五十三号附則第四条の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者及び平成三年法律第五十五号附則第三条の規定により平成三年特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。)には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

第四条 平成五年三月三十一日以前に死した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)又は旧法第一条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)又は旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にあつたと認められる者を含むものとし、昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者(昭和六十一年特

3 一 年法律第五十三号附則第三条第一項各号のい
ずれかに該當する者を除く。) 及び平成三年特
別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)
であった者であつて、平成八年十月一日にお
いて日本の国籍を有しているものには、新法第三
条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当
該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加
恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、
又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた
ことがある当該戦傷病者等(当該給付を受け
た日以後に当該給付に係る法令に基づく年金た
る公務による障害を支給事由とするものを受けた
ことによる権利を失うべき事由に該當した場合を除く。)
の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一
号表ノ一及び第一号表ノ三に該當していたとき
に限る。

2 次の各号のいずれかに該當する者には、前項
の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別
給付金は、支給しない。

一 第一条の規定による改正後の戦没者等の妻
に対する特別給付金支給法附則第三十七項又
は第三十八項に規定する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚(離婚の届
出をしていないが、事実上離婚したと同様の
事情に入っていると認められる場合を含む。)
により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又
は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後平成八年十月一日
前に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実
上婚姻関係と同様の事情に入っていると認め
られる場合を含む。)をし、又は当該戦傷病
者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の
養子となつた者

昭和六十一年十月一日から平成五年三月三十
一日までの間に死した昭和五十九年法律第七
十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する
特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等
の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻
関係と同様の事情にあつたと認められる者を含

むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第三項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつた者であつて、平成八年十月一日において日本国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

4 第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「附則第三十七項又は第三十八項」とあるのは、「附則第三十九項」と読み替えるものとする。

5 昭和六十一年十月一日から平成五年三月三十日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十一年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と認められる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のうち、当該入所者が入所しなかつたならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認められるときは、これらの者に対し、この法律の施行の際限に国立ハンセン病療養所に入所している者であつて、引き続き入所するもの(第四条において「入所者」という。)に対しても、必要な療養を行ふものとする。

(国立ハンセン病療養所における療養)

6 第二条 国は、国立ハンセン病療養所(前条の規定による廃止前のらい予防法(以下「旧法」という。)第十二条の規定により国が設置したらい療養所をいう。以下同じ。)において、この法律の施行の際限に国立ハンセン病療養所に入所している者であつて、引き続き入所するもの(第四条において「入所者」という。)に対しても、必要な療養を行ふものとする。

(国立ハンセン病療養所への再入所)

7 第二条 国立ハンセン病療養所の長は、この法律の施行の際限に国立ハンセン病療養所に入所していた者であつてこの法律の施行後に国立ハンセン病療養所を退所したもの又はこの法律の施行前に国立ハンセン病療養所に入所していた者であつてこの法律の施行の際限に国立ハンセン病療養所に入所していないものが、必要な療養を受けるため、国立ハンセン病療養所への人所を希望したときは、入所させないことについて正當な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所せらるものとする。

2 国は、前項の規定により入所した者(次条において「再入所者」という。)に對して、必要な療養を行ふものとする。

(福利増進)

8 第四条 国は、入所者及び再入所者(以下「入所者等」という。)の教養を高め、その福利を増進するよう努めるものとする。

9 円(戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第三項の特別給付金については、新法第四条第一項中「三十万円(戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第三

二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円」とあるのは「五万円」と、「十年以内」とあるのは「五年以内」とする。

(親族の援護)

第六条 都道府県知事は、入所者等の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のうち、当該入所者が入所しなかつたならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかなでないときは、現在地)を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認められるときは、これらの者に対し、この法律の定めたところにより、援護を行うことができる。

ただし、これらの者が他の法律(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)を除く。)に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

2 生活保護法第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(國庫の負担)

第七条 国庫は、政令で定めるところにより、第七条の規定により都道府県が支弁する費用の全部を負担する。

(公課及び差押えの禁止)

第八条 第六条の規定による援護として金品の支給を受けた者は、当該金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

2 第六条の規定による援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないと区別はつかわらず、差し押さえることができない。

(附則)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日前に行われ、又は行われるべきであった旧法第二十三条各号に掲げられるべきであった旧法第二十一条の規定による援護については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の日前に行われ、又は行

われるべきであった旧法第二十三条各号に掲げ

る措置に要する費用についての都道府県の支弁

及び国庫の負担については、なお従前の例によ

る。

(地方財政法の一部改正)

第四条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、旧法第二十六条の規定は、

なおその效力を有する。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)

の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「性病、寄生虫及びらい」

を「及び性病」に改める。

(優生保護法の一部改正)

の規定により扶養の義務を履行しなければなら

ない者(入所者等を除く。)があるときは、そ

の義務の範囲内において、その者からその援護

の実施に要した費用の全部又は一部を徴収する

ことができる。

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付の額

二 地方公務員等共済組合法第七十四条の二

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。附則第九十五条第一項に規定する旧

共済法による年金である給付の額

昭和六十年地方公務員共済改正法附則第九十五条

私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の額

私立学校教職員共済組合法第二十五条の二

私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二百六号）第一

一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受け

る権利を有する通算退職年金を除く。）の額

私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）による年金である給付の額

農林漁業団体職員共済組合法第十九条の二

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二百七号。以下「昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法」という。）附則第四十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額

昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法附則第四十五条第一項及び第二項

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

- 一、戦傷病者報復者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
- 一、らい予防法の廃止に関する法律案
- 一、平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

附 則

この法律は、平成八年四月一日から施行する。

平成八年四月四日印刷

平成八年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F